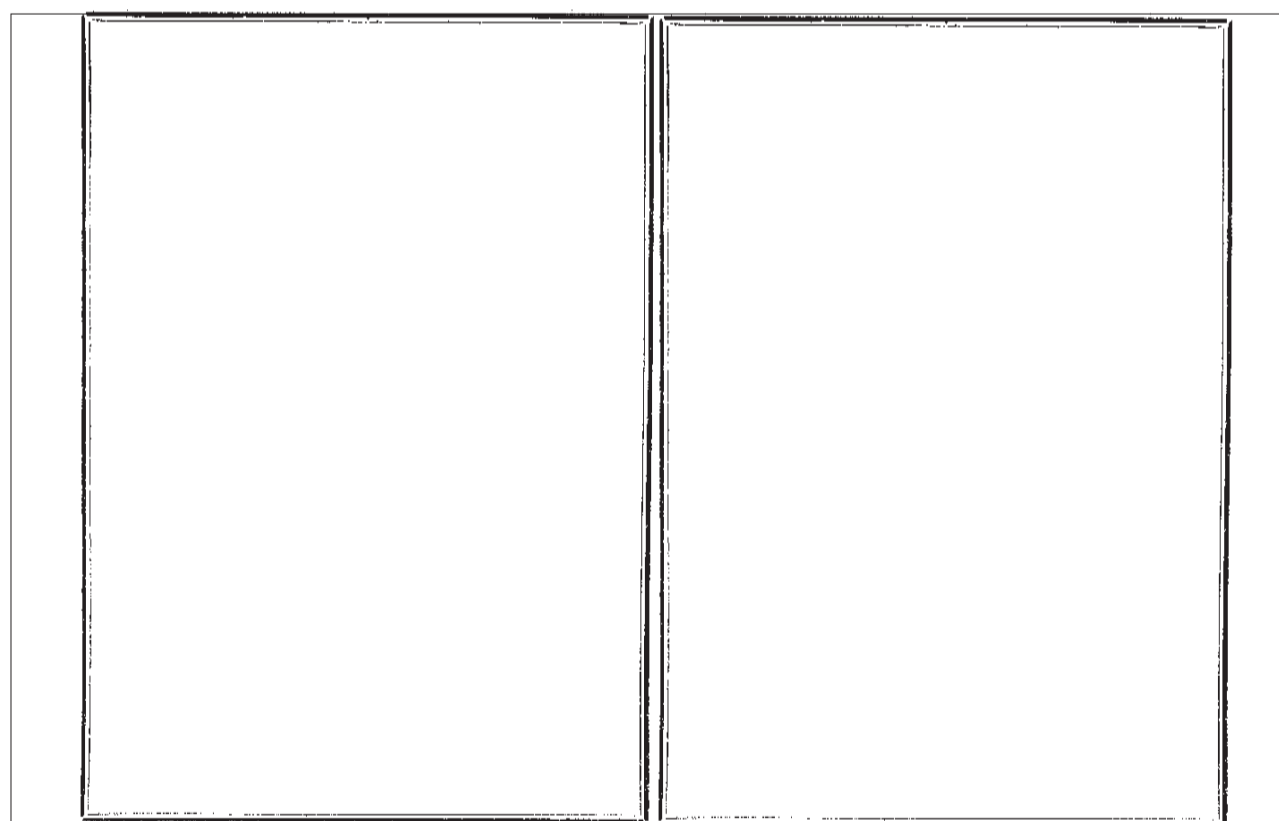
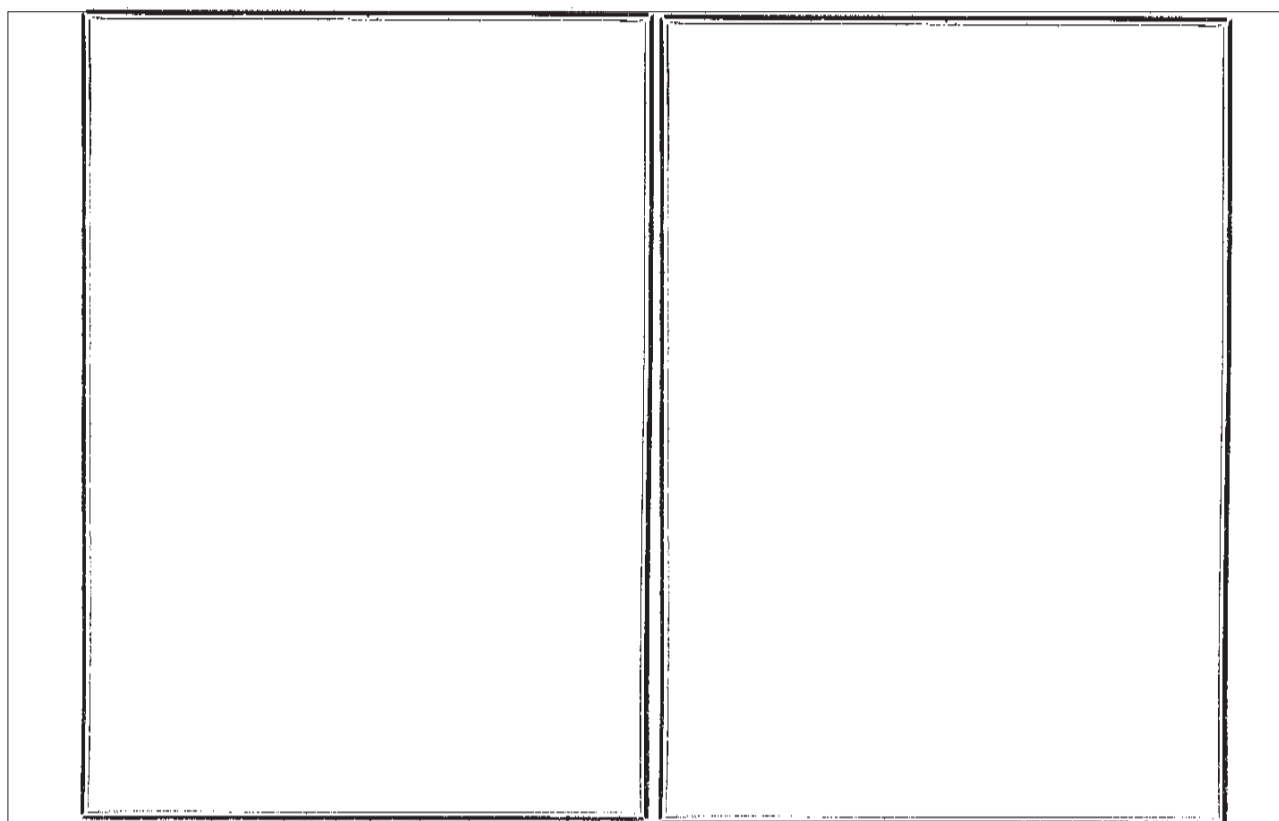


議事速記録第一〇一號  
會期 昭和十九年三月二十八日  
全三月二十九日

昭和十九年第三十七次居留民會  
通常會議事速記録

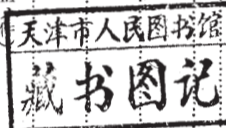
天津居留民會



昭和十九年 居留民會通常會議事速記目錄

第一日 (一頁)

- 一、帝國陸海軍ニ對スル感謝決議ノ件……………頁
- 二、天津居留民會計檢査報告……………頁
- 三、參事會代議決事項報告ノ件……………頁
- 四、參事會代議決事項報告ノ件……………頁
- 五、參事會代議決事項報告ノ件……………頁
- 六、參事會代議決事項報告ノ件……………頁
- 七、參事會代議決事項報告ノ件……………頁
- 八、參事會代議決事項報告ノ件……………頁



(2)

- 九、昭和十八年居留民會事務報告……………頁
- 一〇、昭和十七年度天津居留民會出入決算承認ノ件……………頁
- 一一、昭和十七年度特別會計教育費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一二、昭和十七年度特別會計電氣事業費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一三、昭和十七年度特別會計水道事業費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一四、昭和十七年度特別會計埠頭事業費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一五、昭和十七年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一六、昭和十七年度特別會計團營貸家經營費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一七、昭和十七年度特別會計退職給與基金歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一八、昭和十七年度特別會計獎學資金歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 一九、昭和十七年度特別會計實業復興資金歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 二〇、昭和十七年度特別會計水災復興資金歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 二一、昭和十七年度特別會計業務復興資金歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 二二、昭和十七年度特別會計福安病院經營費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 二三、昭和十七年度特別會計埠頭事業費歳入出入決算承認ノ件……………頁
- 二四、昭和十八年特別會計公立病院經營費歳入出入追加更正豫算案……………頁
- 二五、昭和十八年特別會計埠頭事業費歳入出入追加更正豫算案……………頁
- 二六、天津居留民會特別營業者稅條例制定ノ件……………頁

(3)

- 二七、天津居留民會遊興飲食稅條例制定ノ件……………頁
- 二八、天津神社維持費供進條例中改正ノ件……………頁
- 二九、居留民團長、助役條例中改正ノ件……………頁
- 三〇、會計主任條例中改正ノ件……………頁
- 三一、天津居留民會稅賦徵收條例中改正ノ件……………頁
- 三二、天津居留民會普通稅々率條例中改正ノ件……………頁
- 三三、天津日本圖書館圖書費徵收條例中改正ノ件……………頁
- 三四、天津日本療病院諮詢料金條例中改正ノ件……………頁
- 三五、天津日本公立病院諮詢料金條例中改正ノ件……………頁
- 三六、天津日本婦人病院諮詢料金條例中改正ノ件……………頁
- 三七、天津日本實業診療所條例中改正ノ件……………頁
- 三八、天津日本保健醫院條例中改正ノ件……………頁
- 三九、水災復興資金關係諸條例廢止ノ件……………頁
- 四〇、天津居留民會酒稅條例廢止ノ件……………頁
- 四一、天津華語專門學校補助ノ件……………頁
- 四二、天津技術師團補助ノ件……………頁
- 四三、帝國在屯軍人會天津聯合分會補助ノ件……………頁
- 四四、武德會天津支部補助ノ件……………頁

(4)

- 四五、華北日本教育會天津分會補助ノ件……………頁
  - 四六、社團法人同光會補助ノ件……………頁
  - 四七、大日本體育會華北天津支部補助ノ件……………頁
  - 四八、財團法人華北戒烟療養所補助ノ件……………頁
  - 四九、天津協働會補助ノ件……………頁
  - 五〇、大日本天津海洋少年團補助ノ件……………頁
  - 五一、財團法人天津共立學校補助ノ件……………頁
  - 五二、天津港城警防團補助ノ件……………頁
  - 五三、不動產得業ニ關スル件……………頁
- 第二日 (六五頁)
- 一、山田八良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件……………頁
  - 二、昭和十九年度天津居留民會出入總豫算案……………頁
  - 三、昭和十九年度特別會計教育費歳入出入豫算案……………頁
  - 四、昭和十九年度特別會計電氣事業費歳入出入豫算案……………頁
  - 五、昭和十九年度特別會計水道事業費歳入出入豫算案……………頁
  - 六、昭和十九年度特別會計埠頭事業費歳入出入豫算案……………頁
  - 七、昭和十九年度特別會計團營貸家經營費歳入出入豫算案……………頁
  - 八、昭和十九年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出入豫算案……………頁



昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記

自昭和十九年三月二十八日  
至全 三月二十九日  
於 公 會 堂

議 事 日 程

- 第一、報告第一 帝國陸海軍ニ對スル感謝決議ノ件
- 第二、報告第二 天津居留民團會計檢査報告
- 第三、報告第三 參事會代議決事項報告ノ件
- 第四、報告第四 參事會代議決事項報告ノ件
- 第五、報告第五 參事會代議決事項報告ノ件

(1)

- 第六、報告第六 參事會代議決事項報告ノ件
- 第七、報告第七 參事會代議決事項報告ノ件
- 第八、報告第八 參事會代議決事項報告ノ件
- 第九、報告第九 參事會代議決事項報告ノ件
- 第十、報告第十 參事會代議決事項報告ノ件
- 第十一、報告第十一 參事會代議決事項報告ノ件
- 第十二、報告第十二 參事會代議決事項報告ノ件
- 第十三、報告第十三 參事會代議決事項報告ノ件

(2)

(3)

- 第十四、議案第十四號 昭和十七年度特別會計復興資金繰入出決算承認ノ件
- 第十五、議案第十五號 昭和十七年度特別會計水災復興資金繰入出決算承認ノ件
- 第十六、議案第十六號 昭和十七年度特別會計業務復興資金繰入出決算承認ノ件
- 第十七、議案第十七號 昭和十七年度特別會計治安病院經營費繰入出決算承認ノ件
- 第十八、議案第十八號 昭和十八年度特別會計公立病院經營費繰入出決算承認ノ件
- 第十九、議案第十九號 昭和十八年度特別會計埠頭事業費繰入出決算承認ノ件
- 第二十、議案第二十號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十一、議案第二十一號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十二、議案第二十二號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十三、議案第二十三號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十四、議案第二十四號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十五、議案第二十五號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十六、議案第二十六號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十七、議案第二十七號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十八、議案第二十八號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第二十九、議案第二十九號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第三十、議案第三十號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件
- 第三十一、議案第三十一號 天津居留民團遊興飲食稅條例制定ノ件

(4)

- 第三十二、議案第三十二號 天津日本保養院條例中改正ノ件
- 第三十三、議案第三十三號 水災復興資金關係條例廢止ノ件
- 第三十四、議案第三十四號 天津居留民團酒稅條例廢止ノ件
- 第三十五、議案第三十五號 天津居留民團酒稅條例廢止ノ件
- 第三十六、議案第三十六號 天津居留民團酒稅條例廢止ノ件
- 第三十七、議案第三十七號 帝國在郷軍人會天津支部補助ノ件
- 第三十八、議案第三十八號 武德會天津支部補助ノ件
- 第三十九、議案第三十九號 燕北日本教育會天津支部補助ノ件
- 第四十、議案第四十號 社団法人同光會補助ノ件
- 第四十一、議案第四十一號 社団法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十二、議案第四十二號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十三、議案第四十三號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十四、議案第四十四號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十五、議案第四十五號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十六、議案第四十六號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十七、議案第四十七號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十八、議案第四十八號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第四十九、議案第四十九號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第五十、議案第五十號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第五十一、議案第五十一號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第五十二、議案第五十二號 財團法人華北戒烟會補助ノ件
- 第五十三、議案第五十三號 財團法人華北戒烟會補助ノ件

(5)

出席議員(三十七名)	一 番 三角武雄	二 番 小澤昇
	四 番 野村光徳	五 番 兒玉直治
	六 番 前島英	七 番 岡部信治
	八 番 寺内鬼一郎	九 番 鹽谷信治
	十 番 齋治静一郎	十一 番 大川正雄
	十二 番 中山準夫	十三 番 武内進三
	十四 番 山田榮治	十五 番 伊東武喜
	十六 番 志村正三	十七 番 永瀬三吾
	十八 番 竹内象藏	十九 番 中野藤一郎
	二十 番 古田治四郎	二十一 番 岡本久雄
	二十二 番 木下秀良	二十四 番 金澤大姓
	二十六 番 福島榮之助	三十一 番 上田茂
	三十二 番 勝田重直	三十五 番 北澤千代藏
	三十七 番 貞森利一	三十八 番 木原石根
	三十九 番 中西幸保	四十一 番 野口義勇
	四十二 番 鹽谷辰造	四十四 番 野田新
	四十五 番 貝原收藏	四十七 番 菊地新一

(6)

四十八番 足立茂	四十九番 土井晋
五十番 龜澤省朔	
缺席議員(十一名)	
三 番 小島榮三	二十三番 華房實治
二十五番 五十嵐重吉	二十七番 竹井毅
二十八番 吉野盛行	三十番 吉田寅市
三十三番 石丸徳弘	三十六番 山本利雄
四十番 齋澤義郎	四十三番 二宮謙
四十六番 石田芳雄	
缺席議員(二名)	
二十九番 三十四番	
出席委員	
白井民團長	上原助役
池山衛生部長	中村寛督部長
弟月計理課長	鹿田庶務課長
	馬渡會計主任
	小島財務部長
	堀越學務部長
	川端工務部長
	以下吏員十三名

○議長(三角武雄君) 國旗に敬禮を致します

(7)

議員起立一敬禮

○議長(三角武雄君) 國民儀禮を行ひます東方にお向き願ひます

宮城に對し奉り最敬禮(議員最敬禮) 大東亞戰爭完遂祈念、戰没英雄に對する感謝及第一線將士に對する感謝の祈念(總員祈念) 一止め

(總員著席)

○議長(三角武雄君) 只今より第三十七次通常民會を開會致します、只今出席議員三十四名、法定數に達して居ります、今回の議事録署名を お願ひ致しますが八番寺内議員、三十五番北澤議員御兩名にお願ひ致します

これより監督官の招集の辭がございまして御静聽願ひます

○道明領事(登壇) 本日本田總領事が臨席致しまして親しく各位に御挨拶申上げる筈でありましたが急に緊急已むを得ざる公務がございまして北京に出張致しましたので私が代りに臨席致しまして命に依りまして一言御挨拶申上げます、總領事よりも本席に出席出来なかつたことは遺憾であるが幕々も各位に宣敷と云ふ御傳言でございまして

授今次の第三十七次通常民會が開かれるに際して議員各位に於かれましては公私共御繁忙の際お繰合せの上御出席下さいましたことは平素各位が民團行政に對する關心の淺からぬこと、存じまして敬意を表する次第でございまして、御承知の通り大東亞戰爭は今や酷となりまして東西に決戦年度になつて居るのであります、従ひまして當天津に於きましても種々な影響が現はれて参りまして日華人共同の悩みとする食糧問題、物價騰貴の問題など色々な問題もございまして、又在留

(8)

邦人と致しましては企業整備とか職域再編成とか或は支那側課税服従と云ふやうな色々な問題もございまして、其の際此の通常民會を開かれまして昭和十九年度の豫算を初め、幾多の重要案件が上程されるのでありますから願はくば各位に於かれましては居留民の福祿並に民團行政發展の爲に和衷協同して慎重審議其の成果を挙げられんことを切に希望して已まないでございまして簡單でございましてこれを以て御挨拶と致します(拍手)

○議長(三角武雄君) 議員移動を報告申上げますが本席の届出缺席議員五名、石田議員、竹井議員、吉野議員、齋澤議員、五十嵐議員、其の外報告ございませぬ

それから勝田議員から決議案が出て居ります、我が帝國陸海軍に對する感謝決議の件でございまして書記をして朗讀致します

○鹿田民會書記 帝國陸海軍に對する感謝決議の件

提案者	勝田重直
賛成者	上田茂
	菊地新一
	伊東武喜
	石田芳雄
	北澤千代藏
	鹽谷信治
	福島榮之助



(13)

陸軍 東條英機閣下  
 海軍 山本五十六閣下  
 内務 廣田弘毅閣下  
 外務 松岡洋右閣下  
 文部 森岡龍之助閣下  
 逓信 津島清之助閣下  
 司法 小幡虎四郎閣下  
 農林 高橋是清閣下  
 陸軍 磯谷廉介閣下  
 海軍 古賀峯一閣下  
 内務 近藤信竹閣下  
 外務 近藤信竹閣下  
 文部 近藤信竹閣下  
 逓信 近藤信竹閣下  
 司法 近藤信竹閣下  
 農林 近藤信竹閣下

此の決議文及び其の添付先に就て御賛成を得たいと思ひますが、慎重を期する爲に御賛成の方は御起立を以て御承知願ひたいと思ひます。

○議長(三角武雄君) 全員御賛成と認めます。

○議長(三角武雄君) 引き続きまして議案の訂正がございまして先に配附致したのと二つございまして、天津神社維持費供進條例中改正の件は日程第二十八議案第六十一號と致し、山白八良所有に係る建物寄附採納の件日程第五十四議案第六十號と致し、

(14)

右二議案追加の御承認を願ひたいと存じます。それからもう一つは日程の中にございまして日程第二十五議案第二十號天津居留民団代徴稅徵收條例制定の件、これは第二條のところから全文出来て居りません、終りのところ百分の空欄になつて居ります、條例の決定でございまして、末だ稅率が入つて居らんと云ふものを議案として議長が日程に入ると云ふことは如何かと存じますので、これは撤回したいと存じます、取消願ひたいと思ひますが、左様でございまして我々居留民の生活に非常に關係がございまして、取案として茲にそれを可決する或は議論すると云ふことは著控へたいと存じますが非常に關係がございましてこれは民團長の事務報告がございまして民團長の事務報告の最後に此の議案を報告の中に入れて居ります、從つて日程の番號が變つて参りますので書記より説明致します御賛成願ひたいと思ひます、從つて日程の番號が變つて参りますので書記より説明致します。

○議長(三角武雄君) 訂正個所願ひ。

日程第二 報告第二號 天津居留民團會計検査報告

○議長(三角武雄君) 日程第二、報告第二號會計検査報告をお願ひ致します。

○會計検査委員(中西幸保君) 登壇 會計検査委員と致しまして會計検査の報告を申し上げます。會計検査を致しました期間は昭和十七年度一月一日から六月三十日迄、昭和十八年度は四月一日から十二月三十一日迄であります、検査致しました年月日五月二十八日、六月三日、四日、第二回は九月十日、十一日、十三日、十四日、第三回十一月二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、第四回昭和十九年二月二十一、二十三、二十四、以上四回検査致しました、検査致しました事項は各會計諸

(15)

帳簿並に證據書類、備品、在庫品の現在高、其の中検査致しました結果簿法違算の出納はありませんでしたが各種の備品器具各階蔵品の保管は概ね良好でありました、其の中天津日本青年學校の敷具格納整理に遺憾な點がありまして九月十四日の検査の時に整理をつけてないから、よくやつて戴くやうにお願ひして歸つたのであります、續いて十一月二十五日に再び検査致しました時に未だ其の儘になつて居りましたから此の時もよくやつて戴くやうに、今後どう云ふことが此の儘にされて居るならば會計検査委員として報告の已むなきに至るでせうと云ふことを御注意までに申上げて置きました次に先日二月検査に赴きました時に依然として出来なかつたのであります、此の點も遺憾でありましたが、これを報告するの已むなきに至つたのであります、其の他は概ね良好でありましてこれと申上げる事項もございませぬそれから二月の會計検査の時に當りまして民團委員の修繕に二百七十圓と云ふ修繕費で修繕を受けて居られる吏員を見受けました。會計検査委員の間で、今年十一月北京の商工會議所の調査に最低水準四百十圓とありますので或程度修繕を上げた方がよいかと云ふ説が出まして、それではこれを會計検査委員一同として意見書として民團に出せうと云ふことになりましたけれども民團當局に於て其の案は民團に既に出来て居るから意見書を出されると云ふことは一寸待つて戴きたいと云ふ説がありまして、意見書は提出を中止したのであります、唯さう云ふことがあつたと云ふことのみ茲で報告申上げて置きます、甚だ簡便であります、これを以て會計検査報告を終ります御賛成がありましたら何でもお答へ致します。

○議長(三角武雄君) 御賛成ございませんか。

(16)

御賛成ないやうですら御承認を願ひたいものとして次に移ります。

日程第三 報告第三號 參事會代議決事項報告ノ件

日程第四 報告第四號 參事會代議決事項報告ノ件

日程第五 報告第五號 參事會代議決事項報告ノ件

日程第六 報告第六號 參事會代議決事項報告ノ件

日程第七 報告第七號 參事會代議決事項報告ノ件

日程第八 報告第八號 參事會代議決事項報告ノ件

○議長(三角武雄君) 日程第三、報告第三號より日程第八、報告第八號迄參事會代議決事項報告取纏めて御報告して戴きます。

○役員(上原珍二君) 報告第三號から第八號迄一括御説明申上げます、何れも參事會代議決事項でございまして、第三號の天津済安自來水公司よりの購水料金變更の件、これは昨年十一月から自來水



司は一般の買値を一圓十錢を一圓八十五錢に値上して民團に對する買値を六十五錢であつたのを一圓四十錢に値上げすると云ふ依頼に接したのであります。そこで一圓四十錢で買つた一圓八十五錢に賣りますと民團は概算約六萬圓の赤字を生ずることになるものであります。なほ物價高の今日補修費、西宮島橋の擴張工事をやつて置くにはどうしても現在見て居りますだけの剰余を得なければならぬ。其の爲に一圓十錢に買はなければならぬと云ふ計算の下に水道會社と交渉を重ねましたが、偶々總べてを見て居られる高野顧問が上京中でございましてはつきりしたこともございませぬ。向ふの方では一圓三十錢で止めてくれなかつた。云ふ意向でありましたが一圓三十錢にしましても僅に一萬六千圓の剰余に過ぎないので一圓二十錢にしなければならぬ、それならば高野顧問のお歸りになつてから相談してくれと云ふことでありましたが高野顧問のお歸りも遅くなりましては此の値上が出来ないと云ふので妥當な値段として一圓二十錢として第六十九次居留民會臨時會の御決議を願つたのであります。ところが高野顧問が歸りになりまして民團の事情もよく分つて居る、然し水道會社として施設不十分であるから此の際大幅の値上は此の難關を突破する爲の値上げであるから一圓二十五錢迄に折合つてくれと云ふ非常に切なる求めでございまして民團と致しまして一圓二十五錢に致しますと約五萬圓の剰余を生ずることになりますので、事情誠に己むを得ないと認めまして茲に參事會の代決を以て二月一日から一千ガロンに付一圓二十五錢と決定をお願いしたのであります。

報告第四號 不動産得喪に関する件、從來民團は一般の住宅難緩和の爲に貸家を建築する計畫を

ございましてが資材其の他の關係で遂に實現を見ないで今日に及んだのであります。貸家特別會計の方には其の資金を準備費に入れまして何か適當な家があらばそれを買つて一般の借家緩和を圖りたいと云ふ意向であつたのであります。が偶々興亞第三區舊フランス租界でありまして老西開五十九號路の泉澤里と云ふところに支那人の新築して居ります家が空いて一部未完成であります。これを買ひまして民團學校職員並に一般居留民の宿舍緩和に充てる方がいゝんではないかと考へて買ひました。お願ひしたのであります。やうと暫正月で代金を支拂はねばならぬことになりました。これも民會を聞いて御承認を得る暇がございませぬ。參事會の代決をお願いした次第でございませぬ。

報告第五號 昭和十八年度特別會計團營貸家經營費支出追加更正豫算案、これは今申しました。團營貸家の土地建物を買しますのを團營貸家特別會計で購入致します。當に豫備費で取つて居りましたものを貸家費の土地建物買収費と云ふ項を作りまして豫算を更正した次第であります。なほこれと併せて歳入の實績と歳出の實績とを致して更正豫算の代決をお願いした次第であります。

報告第六號 天津居留民團立中學校、商業學校、高等女學校校費料徴收條例申改正の件、これは近次應召者が大部出まして應召者の家族子弟の授業料を免除してやらうと云ふところから代決をお願ひしたのであります。それと併せて中學校、商業學校、高等女學校となつて居りますのを一括中等學校と改めたのであります。舊第五條は「患病死者の遺家族及傷病軍人の家族」となつて居りますので其處に「及公務に依り従軍中の者の」と云ふ一句を致して追加したのであります。

報告第七號 も同じ趣旨でございませぬ。報告第八號 濟安自來水公司新株應募並に寄附株採納に関する件、これは自來水公司の株でございませぬ。一月三十日に臨時株主總會があつたのであります。其の時に増資の決議がなされて現在の自來水公司の資本金は八百五十萬圓であります。それを一千五百萬圓に増額する決議を致したのであります。六百五十萬圓の増資と云ふことになるのであります。其の増資の中三割は現在の株主に對しまして無償で寄附を割當てる、其の外の三割は有償を以て拂込み願ふと云ふことになつたのであります。其の金額が六百五十萬圓になるのであります。増資しました六百五十萬圓から此の株に割當てました五百十萬圓を引きました。百四十萬圓を會社員並に重役の功勞株に宛てるのであります。これになつて居ります。そこで民團として現在百十株一萬一千圓の株を持つて居る有償の三十三株金額に致しまして三十三株の無償株を買ふことになつたのであります。それとすれども急を要しまして參事會に代決を求めまして此の新株を買ふと共に株金の拂込も同時に致しますと云ふことに致したのであります。

以上六件何れも急を要しましたので居留民團施行規則第五十四條第二項第二號の規定に基きまして領事の命令に依り參事會の代決を戴いた次第であります。

○議長(三角武雄君) 御質問ございませぬか。

日程第九 報告第九號 昭和十八年度居留民團事務報告

○議長(三角武雄君) 次は日程第九報告第九號居留民團事務報告を申し上げます。事務報告が印刷の方の手違ひと申しますが、事實印刷原稿の状況から色々に業者の方でも骨を折つて戴きました。民團の方でも手を盡しましたが、印刷物として間に合ひませぬ。大部分が手許に配布致しました。やうなガリ印刷が致しましたもののが一部である。云々やうな状況でございませぬ。これは追つて全部印刷に致しましたものに取替へまして御配布致すつもりでございませぬ。同時に大部校正其の他にも不備な點がございませぬ。是亦御諒承願ひまして遂次校正を完備致したものに御取替へることに致します。

昨年度の民團行政事務上の最大の事項は民團開始以來歴史的な所謂租界返還問題でございませぬ。これは本年度の今月本日本第六十七次臨時民團に於きまして誠に感激的な場面によりまして心持良く支那側に無償譲渡のことを決議致されまして超えて明後日即ち三月三十日に此の公會堂に於きまして誠に感激的な租界返還式が行はれた次第でございませぬ。此の模様は既に其の後の民會に於きまして報告済でございませぬ。茲に重ねて経過の報告は省略致します。其の後舊租界に生じたものがどうであるかと云ふことを簡単に申し上げます。大體に於て道路の清掃とか道路の撤水と云つたものは甚だよくやつて居るやうに考へるのであります。たゞ下水道の掃除とか云ふ點に若干の懸念を持つて居ります。本年は兩期前には非下水道の完全なる掃除を市當局の方に迫つて、やつて戴きたいと云ふ風に考へて居るのであります。たゞ租界還付後目立つて





(29)

まして此の衛生事業に使ひます金が十八年度では収入を引いて百六十九萬二千三百三十二圓云ふ額であります。十九年度に於きまして三ヶ月分だけ計上致します。二十八萬三千八百五十三圓で約百四十萬圓程衛生事業を同仁會に移譲する爲に民團の豫算は肩が軽くなる。こう云ふ結論になつて居る譯であります。大體税關係のことは以上で後は御質問にお譲りします。其の次の民團行政の重大な問題は電氣事業の値上げであります。これは御承知の如く民團の有力なる財源であり、又民團独自の經營の下にその租界よりも電氣を安く賣るゝか厚生福社の爲に電氣經營の上に民團独自の考へに置かれて居つたのであります。今租界撤廢と共に一律一體に賣る値段も當局の御指示に依る値段でなければいけません。同時に電業が民團に賣つてくれる値段も此の値段にする云つたやうに從來の獨自性と云ふものは失はれるんで御尤もと思ひますが云ひなり放題の經營をして行かなくてはならぬと云ふ状況になつて居ります。此の政府の方針に則つて行くこと云ふことは申上げる迄もなく戦力増強の爲に、電力を整備しなければならぬ電力を節約しなければならぬと云ふ點にあるので電氣料を高くするの出来ただけ電氣を節約しろと云うて節約した電力を戦力増強の爲の方に廻す、これが政府の方針であるのであります。斯様な意味に於きまして率は結局政府の御方針に従つて進まなければならぬのであります。扱昨年の十月より今年二月迄の實際を一應申上げますと甚だ遺憾ながらさつぱり節約電の方は成績を上げて居りません。料金の方は非常な値上になつたので民團の収入は非常に増して居りますが電力節約云々方面には極めて成績不良であります。一々申上げるに電燈電氣は結局電力節約は三、二パーセントしか節約になつて居りません。其の中でも大きな節約は電燈の六、八五パーセント、電熱に

(30)

至つては逆に五、三三パーセント増へて居ります。それから動力が九、五パーセント減、街燈が一八、八パーセント減、これは御承知の通り防空關係で街燈はなるべく暗くすることに居るから無理ないんであります。此の一切を通算しますと電力減三、二パーセントに過ぎませんが料金の方は九三、四パーセントの増額であります。私心配することは斯様な程度の節約では今後もつとく電力を高くするとか電燈代を高くするとか何にか居留民が此の戦時體制に目覺めて電力の節約云々ことに充分に関心を持つやうに云ふ風なことで更に電燈料の値上云々やうなことがお上の方から云ふて来られないかと思ひます。此の點居留民が考へて進まなければならぬことぢやないかと考へるのであります。其の外十八年度の豫算遂行上に困難を致したことは御承知の資材難の爲に又色々な物價の騰貴から色々問題が實行難になりました。殊に新建築は學校の建築等は豫算は充分取つてあります。遂に出来ない云ふやうなことで只今では新しい建築法と云ふことが大げさですが、十年、十五年保つ程度の建築をする方法は「セメント」云ふやうな種々の資材を使はないで間に合はせる云々云々に就て非常に研究を進めて居るやうな始末であります。従ひまして新年度の方針と云ふことが大げさですが、どう云ふ考へで進みますか申しますと豫算に關係するものは豫算案の時に申上げますが、先づ第一に電費體制の強化實踐云々ことに力を置きたいと考へるのであります。電費々と云ふこと何だか空金佛のやうに感ずるものが今以て多いのであります。從來の精神啓蒙運動と云ふことから一歩進めて電費運動の實踐と云ふ方面に本年度は大いに力を置く必要があるんぢや

(31)

ないかと考へます。第二は防空及び民防衛の施設の完備であります。勿論これは詳しく申上げる迄もなく民團の豫算に依る防空と民防衛の施設に就ては完備を圖つて行きたい、これが第二の重點と考へて居ります。第三は居留民生活費の軽減に對する施策と云ふのであります。これには結局配給施設の完備が第一に上げられると思ひます。生計所の設置も色々ございしますが先づ配給設備の完備つまり軍の方の配給制度の手傳つて置く方面の完備と云ふ方面に力を入れて行きたいと考へるのであります。最後に此の民團機構の問題と人事の問題を申上げたのであります。此の學校の先生を除きまして居留民團吏員の總数は約四百五十名であります。其の中軍籍に關係の無い者は約五〇名であります。即ち四百名は軍籍に關係があるのであります。其の中に現在の應召者数はこれは申上げないけれども約〇割、もう少し勿論應召者を出さないと覺悟して居ります。然しながら其の補充を到底内地から得るかと云ふやうなことは不可能と考へられます。此の意味に於きまして是非共婦女の協力を頼むことにしたい。民團吏員の應召者の家族の如きは出来るだけ民團事務に手傳つて貰ふと云ふ考へで結局どう云つた方針の下に進行して居ります。此の意味に於きまして是非必要ながことが所謂託兒所の設置であります。託兒所を出来るだけ早く完備して一般家庭の御婦人方も子供を託兒所に預けて事務の方の手傳つて置く云つた方面に進んで置きたいと考へるのであります。今一つ最後に此の民團の外廓團體である軍人保護會の現状であります。今朝迄に寄附金の集まりました總額は一千四百四十四件、六十八萬八千七百九十八圓云ふ額に達して居ります。幸に援護

(32)

を受ける人の数は極めて多であります。病人のお世話も云ふやうなことは勿論やつて居ります。殊に内地へ歸る方々のお世話も云ふたものは極力やつて居ります。事實毎月何はづ、扶助料をお配りする云つた風な人は未だ決まつて居りません。こう云つた状態にあるのであります。以上一方に詳しく一方に甚だ粗のやうな報告でございしましたが十八年度の事務報告を終了することに致しましては御質問に依つてお答へしたいと思ひます。

○議長(三角武雄君)十分間休憩致します  
午後四時四十五分 休憩  
午後四時五十分 再開

○議長(三角武雄君)引續き開會致します。先程の民團長の報告に御質問ございせんか……御質問ございせんければ御承認願つたものとして次に移ります。次は議案審議に移ります

日程第十 議案第四號 昭和十七年度天津居留民團歳入出決算承認ノ件  
日程第十一 議案第五號 昭和十七年度特別會計教育費歳入出決算承認ノ件  
日程第十二 議案第六號 昭和十七年度特別會計電氣事業費歳入出決算承認ノ件  
日程第十三 議案第七號 昭和十七年度特別會計水道事業費歳入出決算承認ノ件  
日程第十四 議案第八號 昭和十七年度特別會計頭等車費歳入出決算承認ノ件  
日程第十五 議案第九號 昭和十七年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出決算承認ノ件











日程第五十 議案第四十四號 大日本天津海軍少年團補助ノ件  
 日程第五十一 議案第四十五號 財團法人天津共立學校補助ノ件  
 日程第五十二 議案第四十六號 天津港城警防團補助ノ件  
 ○議長(三角武雄君) 次は日程第四十一議案第三十五號より日程第五十二議案第四十六號十一議案全部補助金に關する件でございますので一括上程したいと存じます  
 ○財務部長(小島一郎君) それでは御説明申します  
 天津海軍少年團より昭和十九年度維持費として諸経費の暴落修繕増加等に依りまして一方収入の方に於きまして授業料貸家料等が十八年と同額でございますので其の不足額一萬二千六百五十圓を補助して貰いたいと云ふ申請がございましたので茲に提案致した次第であります  
 天津技術聯盟より昭和十九年度の研究費の補助として三萬圓の申請がございまして、其の豫算を檢討致しました結果、妥當と認めまして茲に提案致した次第でございます  
 次に在郷軍人會天津聯合會でございますが在郷軍人會天津聯合會より會員増加に伴ふ経費の増加、物價の高騰並に警防補助に必要なる兵器の購入並に兵器庫の新築を要するので經常費に於きまして十八萬圓、臨時費の五十五萬圓計七十三萬圓の補助申請がございましたので經常費に於けるものは購入確定一時留保しまして經常費の十八萬圓のみ提案致したものであります、武蔵會天津支部に於きまして矢張り修繕費高騰の爲め昨年よりも八千圓だけ増加し是非補助して戴きたいと云ふ申請がございましたので豫算内容を檢討致しました結果これも妥當と認めまして茲に提案致しました

次に華北日本教育會天津分會補助の件であります、昭和十九年度の経費として四萬圓の補助申請がございまして其の内容を檢討致しました結果教育目的の研究助成として三十八百圓、職員位向上費七千六百圓、學童の研究費三千八百圓、児童位向上費七千六百圓、貧困救助に關するもの三千八百圓、學用品購入費として三千八百圓、學事獎勵金七千六百圓、何れも民間經營者學校に振當て、居りますのでこれも妥當と認めまして茲に提案申上げた次第であります  
 社団法人同光會に於きましては十八年度一千五百圓の補助を致して居りましたが、近時物價高騰の影響に依りまして今回同光會自體の財源が非常不安定であるから是非本年は一千圓増額致して二千五百圓補助をお願いしたいと云ふ申請がございましたので今日提案しました次第であります  
 大日本體育協會華北天津支部の補助金は矢張り三萬圓でございますがこれも昨年度同様補助して戴きたいと云ふ申請がございまして茲に三萬圓補助を許した次第であります  
 財團法人華北戒烟所に對しましては十八年に於きまして二萬圓補助申請がございましたが、昨年度と同様でございますが年々末の押退つて居りました關係で十九年度の補助金と致しまして茲に提案致した次第であります  
 天津協働會の十九年度の補助金と致しまして四萬圓の申請がございましたので、今度此の用途につきまして國語講習班訓練、青年指導費等は使はれて居ります關係上これも妥當と認めまして提案致した次第でございます  
 大日本天津海軍少年團補助に就きましては十八年度迄は教育費の經常部に豫算を計上して居りましたが非常な海洋少年團の地理的關係で訓練費に金が掛る關係上現在海軍協會の方でも相當これ

を負担して居ります實情にございまして一應茲に補助金と云ふ形に致しまして提案致しました次第であります  
 財團法人天津共立學校補助金に就きましては天津共立學校に關しまして昭和十九年度以降十八年度迄民團の警防行為に依りまして其の經營費の不足を補つて参つたのでございまして今般財團法人東亞同文會に移管された關係上、同會より政府に對して國庫補助を仰ぎましたところが今年度十九年度の補助不可能と云ふことになりましたので今回同文會より十九年度に限りまして四萬八千圓だけの補助申請を致しまして已むを得ざるものと認め提案致した次第でございます  
 最後に天津港城警防團の補助金でございますが昨年九月組織せられました天津港城警防團は十八個港灣機關に依りまして編成せられましてそれ／＼所屬倉庫事務所の特設防衛に關するものをそれぞれ分擔致して居るのでございまして此の外には緊急施設を要しますものとして防空資材の購入港城非常通報装置各機關に屬しない港城碼頭市公署の碼頭とか民團の埠頭とか汽船碼頭より金湯橋に至る五十津港泊船十數隻の警防等單に民防空機關でございます天津港城警防團のみは負擔は出来ないのでありますから是非これは十萬圓の補助をお願いしたいと云ふことでございますので一々豫算書を檢討致しました港城の外に華北の食糧品倉庫兵站基地としまして重大なる役割を勤める港城防衛施設の補助金は妥當と考へまして茲に提案致しました次第であります、以上十二議案何卒よろしく御審議の程お願い致します  
 ○議長(三角武雄君) 御質問願ひます  
 ○十六番(志村正三君) 在郷軍人會補助金でありますけれども只今の説明に依りますと經常費十八萬圓を超過して居りますので五十四萬圓の補助金に對しては經常費として二十萬圓ではございませんか  
 ○財務部長(小島一郎君) 申請書で十八萬圓に於て居ります  
 ○十六番(志村正三君) 在郷軍人會の代議者を以てはありますが在郷軍人會と致しまして經常費は二十萬圓に於て居るので二十萬圓の經常費は足り／＼の經常費を計上したのであります、實は昨年滿洲方面の各在郷軍人會の所轄各方面の補助現況を見て参りますと天津分會は百七十萬圓の補助をして居るのであります、これはどうしても在郷軍人會一個分會を見ますと約一萬圓近い補助をして居るのであります、これはどうしても在郷軍人會一個分會を見ますと天津の實情を見ますと、今迄月五十六萬圓とところが各分會共に非常に人件費等の影響の爲にこれではとてもやり切れないと云ふ事で最近届額の會費追加を決議して居るのであります、それで倍になりまして年に十二回あります、軍人會の經常費と云ふことも事實から云へばなるべく取らないで軍人會の活動に用ひたいのであります、經費不足の點から云ふことに行かなくては居ります、一面天津民團の所管になつて居る防衛團經費を見ますと莫大な經費が計上されて居ります、これを軍人會の經費に比較して軍人會は取りもなほさず天津防衛の第一線を承る兵站を承ると云ふやうなことがあることも想像されるのであります、こうなつて見ますと第一線にあるところの軍人會の常に訓練道具其他に要する者、經費が不足の爲に充分なる機能を發揮出来んと云ふことがありましては天津防衛の爲に由々しき問題があるので、こう云ふ點に於き

(54)

いことではありません、たゞ豫算の目的を以て交渉することはやり難いのであります。満洲の  
 砲軍の兵器を見ますと三八式銃は民間に支給されて居ります。これは三八式を以て新銃隊を使  
 ふやうな計畫になつて居る。三八は在郷軍人会に拂下げて居ります。この云ふ風な點から交渉す  
 れば入手出来るんぢやないかと云ふ想像も出来るのであります。何れに致しましても此の砲軍の  
 活動力を充實し観念的に砲軍の會員の志氣を旺盛にするにはどうしても分會の民間の方からの補  
 助と云ふことも相當に關係あるものであります。現に天津聯合分會の多くの分會はこれを経費の補  
 助と云ふことも相當に關係あるものであります。此の分會に對する問題は經費の面のみであり、この云  
 實情を詳に見ました時に軍人會だけでは、この云ふ機をなくして軍人會の活動を充分ならしめ  
 てやりたい云ふのが私達幹部の者としての親心であります。先般も河北の分會であります。分  
 割を行つて居りますが經費の問題で行儀んで居ります。經費の問題に就てどう云ふ心配を掛けた  
 くない聯合分會としての親心は何處かにお繰りしても捻出したと云ふので實は行儀んでいた問  
 題を分割すると云ふ風に語を進めて貰ひまして軍の要望に應へるやうに我々の方としては遠慮し  
 てるが親心は經費の問題であります。補助の問題も二十萬圓に承知して居るのであります。豫算か  
 ら見ますと十八萬圓上つて居るのであります。此の點に就きまして天津分會は近く分割すること  
 になつて居ります。この云ふ風な分會が分割され各分會共經費の點に於て懸念して居るのでありま  
 す。これはどうしても聯合分會が各分會の經費を負担すると云ふことにならなければならぬと思ひ  
 ます。負擔すると云ふことは聯合分會が指導者を聯合分會に於て經費を出す、立派な指導者が指  
 導に當ると云ふ形式に將來ならぬと思ひます。又防護團の豫算なきを見ましては木銃

(53)

まして出来るだけの補助をして戴きたいと云ふことは我々の希望であります。なほ臨時費とし  
 して要求しました兵 購入と保管倉庫の件に就きまして余程考へて貰はなければならぬ軍から分  
 捕機を各分會砲軍の爲に支給されて居るのであります。保管する倉庫も何もないので民間に  
 委ねて居るやうな實情であります。此の保管が不充分であると云ふことは紛失し或は漏一の場合  
 に敵間に利用されると云ふことになり、山々しき問題であります。兵器の保管と云ふことは  
 は各分會共懐んで居ります。何處かに委ね保管しなければならぬと云ふことになり、民間にこ  
 れを託すると云ふことは出来ないのであります。何れにしましても單獨に保管する倉庫と云  
 ふものを造らなければならぬ問題であります。もう少し民間が各分會に、この云ふものに對する保  
 管維持に提供しやう便宜を圖らうと云ふことにはたれば軍人會自身としてやらないで済むが、然し  
 倉庫も困難ではないかと想像されるので此の點から見まして是當つて兵器の保管倉庫と云ふも  
 のに就ては充分考慮して戴きたいと思ひます。軍人會と致して基本財産がある譯でもありません  
 ので懸んで居ります。軍から嚴重に申されて居る兵器の尊重と云ふやうな觀念を一般の會員に植  
 つける上に於きまして現在のやうな状況では誠に寒心な實情にあるのであります。なほ  
 兵器の充實と云ふことには捕獲銃の精能を見ますと通敵唐山に於て實彈射撃を致しました際に或  
 分會の勝れたところの兵器の中から最も優秀と思はれるものを然も専門家が見て十二挺強出しま  
 して實彈を射つた時に弾が出たのは僅か四挺後の残りは弾が出ない、この云ふ風な銃でありま  
 す。この云ふ風な銃を以て天津を防護しやうと云ふてやつて見たところで仲々難しい問題であり  
 ます。これに就ては兵器の入手難と云ふ事情がありますがこれは方法を以て行へば入手出来る

(56)

いと思ふのであります。でありますから今志村議員のお話を聞いてもよつと思ひ出したのであり  
 ますが在郷軍人会、民間の防護團の間に運籌を取つて出来るだけ軍人會と協同して慎重にするこ  
 と云ふ風にして戴きたいと云ふ場合に命令も徹底し横の連絡も密接に行くんぢやないかと思ふの  
 であります。終り

○議長(三角武雄) 補助に關しては御意見ございませぬでせうか

○三十三番(藤田重直君) 只今志村議員の提案でございますが、豫算に入りましてお願ひするこ  
 申されて居りましたが豫算に入つて終ひます。結局此の金額は確定して終ひます。其合が悪いと思ひ  
 ますので修正意見申しますが、兎に角金額の希望額を仰しやつた方がいゝんぢやないかと思  
 思ひます。

○民團長(白井忠三君) 當事者として一應お答へ致しますが志村議員は二十萬圓を記憶した。此の  
 あり、一錢一厘も民間は削減して居りません。其の外五十五萬圓臨時費の御話がある。ござ  
 ざい、それは銃庫の建築費なんです。銃庫の建物に就て何處に建て、それだけの大きさ  
 のもの云ふ具體的な案をお持ちなのか云ふことを伺ふ。銃庫なるものも何時手に入る。云  
 ふことは決まつて居らん。それが具體的に決まり次第民間として此の經費も考へた。進捗の時でも必  
 要なものとして民團財政の許す限り御援助申上げる、この云ふ建前にして居ります。今お話のや  
 うに八千圓特別に海軍部のお願ひがあるが云ふのはこれは志村議員の此の席上の提案だけを  
 取上げて修正する譯にいかんと思ひます。議案としては此の公式に在郷軍人會からして居ります

(55)

或は防護團の防共。この云ふものは、購入が計上されて居る、これを受ける義勇隊防護團にしろこれ  
 を使用し訓練に當る者は恐らく在郷軍人であると思ひます。在郷軍人の指導者を指導強化して行  
 くのが聯合分會の仕事であり指導者のよろしきを得ると否とでは將來影響が起ると思ひます。  
 聯合分會に對する補助金此の點に就ては私十八萬圓計上してあつて十八萬圓計上すればいいんぢ  
 やないかと考へるかも知れませんが豫算を出して後に於て各分會の分割問題聯合分會に海  
 軍部の活動の爲に八千圓を補助してくれと云ふことを申請して居ります。どう云つたやうな圖ら  
 る金を要することが出来まして十八萬圓の補助の内容は茲に増額をして戴いたらどうかと云ふ考  
 へを拂つて居ります。此の點豫算の時に又お願ひ致します。其の點お願ひしたいと思ひます。

○四十二番(廣谷辰造君) 志村議員のお話のやうに在郷軍人會の働きも經費の爲に困難になつて  
 居るやうに聞いて居ります。たゞ我々が一朝事あることに遭遇すると天津防護と云ふことに就て  
 は防護費の豫算も取つて居りますが當局に軍人會と云ふものが中心になつて居る。防護をしなけ  
 ればならぬと思ひます。民間の豫算に防護費八十三萬三千圓と云ふものは出て居るんですが其の外  
 に募資費が八十九萬二千圓これは相當天津防護及び此の方に思想的に市民を指導する上に於て募  
 資と云ふものが大きな額を現している。であります。此の今度度度長になられたところの防護部長  
 のお名前を拜聴致して居りませんが責任なかつて居る。云ふことを聞いて居るのであります。其  
 の方から軍でも在郷軍人會と民間の防護と云ふものさう少し横の連絡を取つてどう云ふ  
 費用の中から在郷軍人會に補助する。云ふことが出来たら命令系統もいざ云ふ時は民間の防護  
 命令二つになると思ひます。然し實際の問題として在郷軍人に非ざる。この日本人は殆どな

(56)

(57)

經營費の諸願だけを採擇する臨時費は留保してある云々現狀でありますから臨時費は具體的相談の済んだところで改めてお話をしなくてはならないと考へます

○十六番(志村正三君) ちよつと伺ひますが提出してあります豫算の中に艦隊補助云々の在艦隊補助二萬圓云々のが出て居りますが

從來毎年在艦隊人會の活動資金として多額の經費を一括艦隊分會に補助下され艦隊の使命達成上著々實績を挙げ得たるは誠に感謝に堪へざるに御座候、御承知の通り大東亞戰爭勃發以來艦隊の使命は益々重大を加へ特に本年度は決戦三年に突入し實戦即應の體制となり既に艦隊部隊の結成を見るに至りたる次第にして警備防衛上皇軍の一翼となりたる爲め教育訓練の度益々加重せられたる次第に御座候、更に時局の要請は服従年限の延長となりこれに伴ふ人員の増加は別表の通り一萬五千人以上を突破し、これ等若者集會對する各種訓練、軍除宿泊等に要する經費は莫大なる額に上り更に廣大なる地域に人員増加に依る分會費の増加等管掌事務は益々繁劇を加へ人員費の増加も余議なくせられ他面物價の昂騰に依る事務諸費等著しく自然増加を來し決戦三年に於て充分なる活動資金をなさんせば別紙豫算總算書の通り經費に於ても著しく膨脹を來し昨年度に數倍する補助を仰がざれば到底賄ひ兼ねる實情に有之候、特に艦隊部隊編成に關聯する補助費更に艦隊部隊用兵器に對する保管格納庫の新築等必要止むを得ざる問題にして臨時費に於て多額の經費を要するも明十九年度に於て是非實現政度候に付右事情御察の上明十九年度の補助金を經營費に於て金拾八萬圓臨時費に於て金拾五

萬圓總計七拾參萬圓御下附相成度豫算總算書相添へ此段及申請候也

○十六番(志村正三君) 要するに本文の方で十八萬圓と書いてあるのが内容を見るに二十萬圓になつて居る

○民團長(白井忠三君) 二十萬圓は軍人會の豫算で十八萬圓を補助してくれと云ふので二萬圓經費を増やすと云ふ風に解釋したのであります

○十六番(志村正三君) よく分りました海軍部などはさう詰り難い云々でございますがさう云つた費用が後から、聯合分會に來て居ります、此等の活動の爲に聯合分會に補助された中から分けてやらなければならぬ、さうすれば聯合分會の活動資金は漸減する種です、分會の活動に助けがあつてはならぬ云々氣持を此の際親心を持つてはは民會に皆さんの御賛同を得るならば茲にもう少しさう云つたやうな經費を見込んでものを此の際計算して補助して貰つたらさうか云々希望を持つて居ります、特に分會分割それから分割に就きましては河北分會の方許りではありません天津分會に於ても同様聯合分會に話を持たれて居ると思ひます、私先を見越して出過ぎやうですが皆さんの御検討を願ふと共に當事者には一應御考慮願ひたいと思ひます、さう云ふ意味の發言であります

○議長(三角武雄君) なほ御討論ございませぬか

○十四番(山田榮治君) 華北戒煙検査所云々の性質はさう云ふのですかお伺ひしたいんですが天津港城防衛團は天津のみですか本港迄ですかちよつとそれを伺ひたい

○民團長(白井忠三君) 華北戒煙検査所云々ののは北京大使館の監督下にあると云つてございませぬ

(58)

(59)

思ひます、大使館が主として管轄して居られ華北に於ける日本人、中國人も加へんことはないでせうが此のモと患者の治療をして居るに非常な根底的治療で解毒を終つたものは數ヶ月間授産所みたいなもので仕事を授ける、農業のやうなこともやらせる云々風な話で華北に於ける内地人及び半島人のモと中毒患者を逐次是非一掃したいと云ふ理想で進んで居られるやうです、ですから直接の監督は大使館當局のやうであります、従つてこれは天津人の中で是非是非に入つて解毒して貰ひたいと云ふやうな人があつたらば遠慮なく苦こんで解毒させるやうにしたいと云う云つて居られるのであります、さう云ふやうな意味から大使館で天津民團は現ら青島民團は現ら港城警防團の本當の意味は私もよく存じませんが港城云々へは天津から天津の金湯橋迄を含んで居ります諸團體の中に其の意味のこゝを含めてあります港城警防團の物く範圍は大沽の港口から天津迄に及ぶと考へます

○十四番(山田榮治君) これは當然さう云ふ方面の補助はさうさう澤田出しても結構ですがさう云ふことにはさう特設防衛團に對してはさう補助を出しませんか

○民團長(白井忠三君) 其の點に就て參事會に於ても研究を遂げたいんですがこれが特殊防衛團にさう云ふ意味では民團として補助金を出さなくいのです例へば正金銀行特設防衛團、紡績會社の特設防衛團云々やうな電業防衛團云々やうなものに對しては事實補助は絕對出來ん、港城云々ものはこれは公共の所有物である、つまり港にある商品は各所有者のある商品でもありませうが港そのものは公共の施設であります、公共施設を護るも云ふことに就ては一般の特設防衛團とは意味が違ふ、此の意味に於て港城警防團に對する補助金を考慮しやうと云ふことになつたのであります

○議長(三角武雄君) 御質問ございませぬか、さういふと云ふれば第三十七號に關しては種々御希望或は御修正ありましたが事務當局の答辯其他を記事録に止めてございませぬから十一議案此の邊原案通り可決したいと存じます

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(三角武雄君) 御異議ございませぬければ議案三十五號より第四十六號に至る十二議案續會審略確定に致します

日誌第五十三議案第四十七號 不動産得喪二關スル件

○議長(三角武雄君) 不動産得喪の件を御説明申し上げます  
一般會計の部、用度倉庫防衛團聯合本部倉庫これは二十坪余の倉庫を建てるので、これは差上げました圖面にございませぬが現在演武場のありませぬところを取壊しまして其の後に此の倉庫を造る譯であります、材料は演武場を取壊しました材料此の後の喪失關係のところにあります福島街一八番地獨り家屋云々前民團食堂になつて居りました現在用度倉庫になつて居ります、此の一角を取壊して此の分の材料を以ちまして倉庫を新築したいと考へて居ります、用度倉庫が無くなりましてその用度倉庫を新に造りましたそれを防衛團本部倉庫と致しましてポンプ類を格納する爲めでありませぬ、居留民團食堂増築の件は炊事場が大分狹隘に過ぎまして電を炊くに非常に

(62)

一棟の増築であります、工業学校の校舎は現在の淡路分校に工業は移る豫定であります、其處に賃倉室六百坪を新築しなければならぬのであります、日本幼稚園園舎の使丁室四坪使丁が廊下に繋泊りして居りますので此の際四坪程の増築をしたいと思います、芙蓉幼稚園煉瓦増築の件、着家の取壊し跡、現在半島人幼稚園の庭に住宅があるので其の住宅を買収しまして取壊す豫定になって居ります、それを取壊して其處の増築をすればならぬので、それは約三十米其の増築の問題であります、臨海学校の校舎増築、平屋建三十坪増築であります、これは從來非常に不自由した臨海学校をしまして炊事場浴室の擴張の爲め増築するものであります、園舎貸家経営の方はこれは現在買収豫定の家はあります、先程代決をお願ひしましたやうな各適當の家がありましたら此の園舎貸家として買つて住宅の緩和を圖らうと云ふ目的であります、喪失関係は先程申しました用度倉庫防護圍倉庫の建築の爲めでもあります、又非常に腐朽致して居ります、現在用度倉庫に使つて居ります木造は何れも雨が漏りましてそれを修理出来ないやうな状態であります、修理するよりも毀した方が經費を要しない程度の腐朽家屋でございますのか用度倉庫防護圍倉庫を造りたいと思ひます、元大雜天建物取壊であります、これは角に在りましたあの建物であります非常に腐朽致して居ります、これを修繕しますには余りに經費を要しますので寧ろ取壊しまして生計所を致しましてもう少し軒の低いこぢんまりしもの造る方が格安のやうに考へてあります、これを取壊すのであります、以上であります

○議長(三角武雄君) 御質問ございませんでせうか

(61)

不自由を致して居ります、其の爲に一五坪程擴張致しましてそこに倉庫も一緒に造りたいと思ふ譯であります、次の稻荷神社境内土地建物買収の件は現在恩賜兒童遊園地の隣になつて居ります土地でございます、恩賜兒童遊園地の隣は見通明有角の角の一角を民間で買収致して將來兒童遊園地擴張のつもりであつたのであります、今日取壊す地帯ではないので現在神官宿舎になつて居るのであります、民間恩賜兒童遊園地を現在買収して居ります土地建物の關係もございましてこれを買収したいと思ふのであります、稻荷神社は天津神社境内に移轉する豫定でございます、もとより不動産評價委員の査定に基づきまして決定致します

教育費の方でございます、芙蓉國民學校の校舎増築これは體操器具庫新築であります、淡路國民學校の校舎増築これはちやうど、淡路國民學校の東端のあるところの方が増築する爲に今致してございまして増築の見込はございませぬ、非常の場合の非常階段を設けなければならぬと思ひます、茲に階段室を色々の行事がございまして爲に外便所湯呑場坪一〇二坪の建物を茲に造りたいと思ひます、三登國民學校校舎増築の件は現在二十四學級ありまして十九年度に於きまして二學級増の二十六學級になるのであります、青年學校が六學級になりまして八學級にするので其の教室を茲に増築したのであります、外に體操器具庫三坪増築致します、煉瓦五七〇米現在ありますに彌ぎ足すのであります、春日國民學校校舎増築の件は十八年度に於きまして十二教室新築することになつて居ります、未だ出来上りませんが現在十六學級であります、なほ四教室不足致します教員室を六教室は増築しなければならぬのであります、吉野國民學校校舎増築一件の増築であります、中學校は商業學校からの生徒も増へまして録器庫

(64)

(64) 議案なし(三呼ぶ者あり)

○議長(三角武雄君) 御質問ございませんければ議會省略可決確定したいと思ひますが如何でございませうか

(異議なし(三呼ぶ者あり))

○十四番(山田榮治君) 時間も相當経りましたから此の邊で打切り動議を提出したいと思ひます明日に持込して執行したいと思ひます

○議長(三角武雄君) 其の前に四十七號可決確定致します

○議長(三角武雄君) 動議の採決を致しませんで茲で閉會を致します

なほ明日は議案六十號及四十八號以降上程致しまして三十七次通常民會の二日目を開會致します

開會時刻は午後二時これは別に御通知を出しませんから御願ひ致します

○午後六時四十分閉會

(63)

(63) 議案なし(三呼ぶ者あり)

○議長(三角武雄君) 御質問ございませんければ議會省略可決確定したいと思ひますが如何でございませうか

(異議なし(三呼ぶ者あり))

○十四番(山田榮治君) 時間も相當経りましたから此の邊で打切り動議を提出したいと思ひます明日に持込して執行したいと思ひます

○議長(三角武雄君) 其の前に四十七號可決確定致します

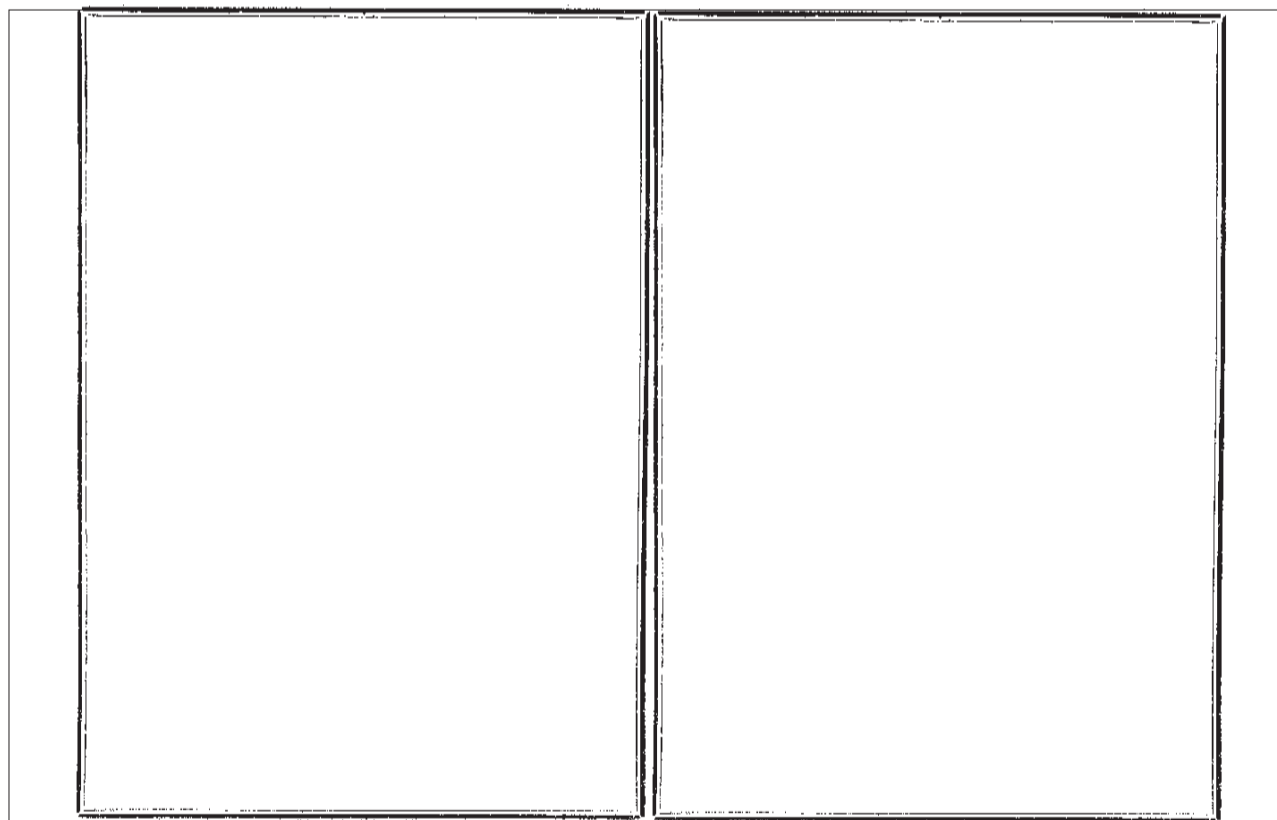
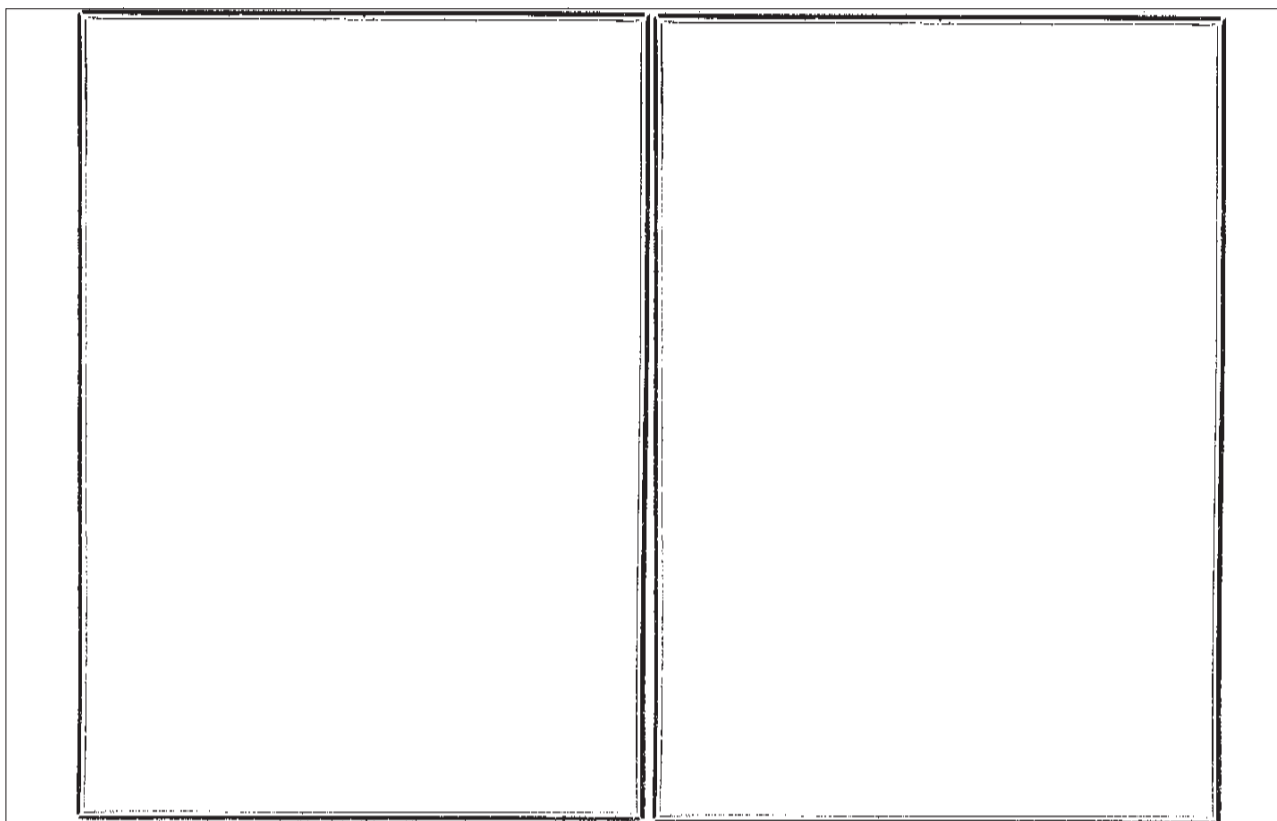
○議長(三角武雄君) 動議の採決を致しませんで茲で閉會を致します

なほ明日は議案六十號及四十八號以降上程致しまして三十七次通常民會の二日目を開會致します

開會時刻は午後二時これは別に御通知を出しませんから御願ひ致します

○午後六時四十分閉會

第二日  
昭和十九年三月二十九日（水曜日）









(73)

端に萎縮政策と申しますか何も彼も内輪に見て終つて歳出の方もそれに應じたものに極く消極的に豫算を組むと云ふことにも参りませんので其の邊にも相當の苦心を致したのでござります、これらに就きましては何れそれ／＼各款項に就きまして御説明申すことにならぬと思ひます、歳出の豫算は昨日も事務報告に申上げましたやうに決戦豫算と致して重點主義に向つたものでござります、強化實踐防空防衛の施設の完備居留民生活費の軽減に對する施設と云ふこと云つたことを重點に於てやつたのであります、この豫算に就きましては御議論も多いためでありまして共何と申しても精神的にも居留民の心構へが此の決戦態勢に應ずると云ふことになつて参つて然もそれを實踐して行くこと云ふことにならぬのでなければ決戦態勢が整備されたのではないのでありますから此の方に力をそそぐと云ふのであります、豫算面に於きましては昨年度の五十一萬圓が七十六萬圓に云ふ増額を示して居ります、第二の防空防衛施設の完備であります、勿論これは現在の情勢下に於て最も重要な具體的の施設だと思はれるのであります、人的被害を出来るだけ防止すると云ふことは勿論又資材の被害を出来るだけ防止しなければならぬ、削減して参ります資材を出来るだけ防衛を致さなければならぬと考へまして昨年の十八萬三千圓に對し本年は八十三萬圓に云ふ増額を來して居ります、これは出来るだけ防空防衛上の資材を整理したいと云ふのであります、例へばポンプだとか或は防毒マスクであるか、備蓄であるとか、そう云つたものを出来るだけ完備したいと云ふ考へであります、たゞ如何せん當局も非常な懇切に苦心し下つて斡旋を戴いて居るが情勢上、つちが思つたやうに仲々急手に入りません、豫算の許す限り計上致します。

(74)

第三の居留民の生活費の軽減に對する施設であります、これは金額に於きまして併かに昨年度よりも七十八萬圓の増加に過ぎないのであります、主として區制の方の整備に力を加へたいと云ふことは配給制度を出来るだけ完備しまして配給品目も改々増へて参りますので配給制度を完備して行くこと云ふことに重點を置いて整備して行きたいと思つて居ります、又近年來の懸案であつて今以て遅々として實現を見ない例の生計所の設置であります、此の點は遺憾とするのであります、四月の末日迄には興亞第一區の第一生計所の設置が分りますが、これは四月の末日迄に開所したいと思つて居ります、續いて興亞第二區に第二生計所の設置の豫定であります、これは建物の選定は既に終つて居りますので第一生計所に引續いて五月頃の開所に至ると思ひます、其の外生計所に適當なる家屋乃至土地を選定出来ず、従つて生計所の設置をしたいと思ひます、今一つは民團として農園及び牧場の開設を考慮中であり、事は仲々口で云ふやうに容易なことではありませんので監督官の協力を得ましてやりたいと思ひます、然し計畫して居ります内容に就きまじは、今發表申上げる譯に参りませんが、今申上げるやうに進行致して居ります、これは鶏さか卵さか豚牛肉さかやうなものを牧場で飼育する其の飼料は矢張り自家農園の自給計畫に致しまして、七萬居留民の喰ふものだけは何か自給自足して行く此の計畫に基いて考案中でござります、本年度の新規事業に申しますのは金額は極端に計上されて居りますが、其の他の新規事業は殆どないと思つて居ります、豫算の機動性を持たせる、豫備費の方に機動性を持たせて置

(75)

いて時局の逼迫に依りまして必要が起つたものを豫備費の方から支出する云ふ風な事にして、いざ考へて編成致した次第であります、最後に公立病院新築工事の状態であります、折柄事務報告で申上げましたやうに民團の衛生事業は一切を擧げて同仁會に移譲されることになりましたので其の建物をあの儘にして居留民が使用しないと云ふことは誠に不幸の至りであるので計畫を變更致しまして是非本年中に竣工致しましてこれに移譲して同仁會に御監督をお願いする云ふことになり、設計の變更を今致して居る次第でござります、極めて簡單であります、が極大體の豫算編成の方針を申上げて、其の他は各款項に就きましてそれ／＼御審議に件ひ説明申上げたいと思ひます、終り

○議長(三角武雄君) 御質問に入ります前に、今監督官廳から御注意がありました、只今の民國長が御説明になりました中に人口の数字がござりましたが、数字は只今全部防上人口外せんにことにお取極になつて居ることでございます、今この場限りで外にお漏らしにならないやうにと云ふこと、又速記録も数字は書かぬことに致します

○十四番(山田治雄君) 本案は相當重要な議案でもありますが、これを豫算審査委員會を設けて委員附託に致しまして一讀會の儘これを民會に附託の動議を出したいと思ひます、委員は本日出席の議員全員委員に指名されたら思ひます

○議長(三角武雄君) 只今山田議員から動議が提出されましたが、豫算審査委員會を設けて出席各議員を以て委員とする、別に審査委員が審議したらどうかと云ふ御動議ですが如何ですか、動議は成立したやうに存じますので御裁決願ひたいと思ひますが御起立願ひます

(議員起立)

○議長(三角武雄君) 全員一致で可決でございます、休憩に入ります

○午後三時三十分休憩

豫算審査委員會開會

(76)

○午後五時四十五分

○議長(三角武雄君) 引續き開會致します、只今出席人数二十五名法定數に達して居ります、先程上程致しました豫算案十二議案第一讀會中に豫算委員會にかけまして只今第一讀會繼續中再び開會致しまして審査委員長の御報告をお願いしたいと思ひます

○審査委員長(山田治雄君) 豫算審査委員會の結果を御報告申し上げます、本會場に於きまして午後三時四十分より豫算審査委員會を開催致しまして委員の出席二十七名慎重審議致しまして六時二十五分に終了致しました、委員に附託されました議案四十八號より第五十九號迄の審査を致しましたが、其の中で歳出經常部の第三款事務費に於きまして民國長の特別手當の外に助費に特別手當を給すべしとの御意見がありました、委員に附託された議案四十八號より第五十九號迄の審査を致しましたが、その御意見がござりましたが、それは全部詳細に會議の記録に止めて事務當局の方に折さんの御希望の案件はお傳へることに致して置きました、第四十八號以下第五十九號迄全部

(78)

(77)

原案の儘先の經常部第三款事務費の修正可決致しました外は全部原案の儘承認致しました簡單でございますが審査委員の結果を御報告申し上げます(拍手)

○議長(三角武雄君) 只今委員長の御報告ありました通り此の十二議案一部修正議案として上程致します、御異議がございませければ可決をお願いしたいと存じます

(異議なし) (三呼ぶ者あり)

○議長(三角武雄君) 御異議ございませければ一部修正議案として讀會省略可決確定致します、なほ修正致しました数字に就て書記から訂正お願い致しますからお直し願ひます

○庶田民會書記 訂正箇所別開

○庶田民會書記 なほ書記より成績の別讀がございしますから暫く御静聴願ひます

○庶田民會書記 今次通常民會の成績を發表致します

會期 昭和十九年三月二十八日ヨリ三月二十九日迄二日間

會議

一、本會議 二回

一、豫算審査會 一回

一、附議事項 六十六件(内決議案一件、追加議案一件ヲ含ム)

結果

一、決議 一件

一、報告 八件

承認 十四件 原案可決 四十二件 修正可決 一件 以上

○議長(三角武雄君) これを以ちまして第三十七次通常民會を閉會致します、閉會に際しまして私より御禮のお言葉を申し上げたいと存じます、各監督官廳はじめ各議員並に民團當局の各位共此のいさゝか議場が寒うございましてなほ長期御審議に當られまして非常御苦勞のこゝろ深く御禮申し上げる次第でございます、今次の議案は非常に多數ございまして各議員共御多忙のこゝろ長時間に亘り審議せられ悉く各議案共通過致しまして本民會を終り致しましたことを厚く御禮申し上げます、私の御挨拶はこれを以て終ります、引續き監督官廳の閉會の辭がございしますので暫く御静聴願ひます

○道明領事(登壇) 拍手 本日第三十七次通常民會終了致しますに際しまして一言御挨拶申し上げます、議員諸君に於かれましては上程せられた各議案に就て熱心且眞摯なる態度を以て終始討論せられ和衷協同して慎重審議の結果圓滿且優秀なる結果を得ましたことを多謝致します、願はくば今後一層民團行政の爲に御盡瘁あらんことを切望して止みません、簡單でございますがこれを以て御挨拶致します(拍手)

○議長(三角武雄君) なほ民團長から御挨拶がございします

○民團長(日井忠三君) 一言御禮を申し上げます、今次の民會提案は案外多數の議案に上りまして然も決戦態勢が誠に困難なる時局に際しましての提案に致しまして、提案當局に致しましては苦心に苦心を重ねたのでございますが、昨日來の行事進行の模様は正に決戦態勢下極めて時局に副ふたる審議の模様でありまして、然も其の結果は我々の提案に對して滿腔の御信頼を戴いた結果

(80)

(79)

となりまして甚だ感激に堪へないところでございます、時局重大の際御決定を得ました豫算遂行に就きましては全力を挙げて御奉公の誠を致したい考へてございします、さうぞ我々の足りませぬふるは愈々以て御指導御鞭撻を戴きまして此の時局下鋭後國民としての責務を少しも果して参りたいと云ふことを茲に誓ひまして御禮の御挨拶致します終り、(拍手)

○議長(三角武雄君) 解散に先だちまして國族に對して敬禮を致します(總員敬禮)

○議長(三角武雄君) これで解散致します

○午後七時閉會

昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記録附録

昭和十九年度居留民團歳入豫算案ノ如シ

(一)帝國陸海軍ニ對スル感謝決議

大東亞戰爭勃發以來二年有餘早クモ敵米英ヲ東亞ノ天地ヨリ驅逐シ大東亞共榮國ノ建設日ト共ニ抄ム洵ニ曠古ノ偉業ニシテ之素ヨリ御禮威ノ下帷帳ノ神壽ト相俟ツ誠忠勇武ナル皇軍將士ノ尊戰力顯ノ賜ニシテ全國民ノ感謝感激措ク能ハサルトコトナリ

然レ共戰局ハ日ヲ逐テテ懐愴奇烈ノ度ヲ加ヘ醜夷既ニ深ク内南洋ヲ侵スアリテ帝國ノ隆譽正ニコノ處ニ立テリ而モ一億國民ハ愈々皇軍ノ威武ニ絕對信倚シ益々必勝ノ信念ヲ鞏ウシ決戦非常措置ニ順應シテ總敵起シ只一意戰力増強天業達成ニ邁進シ以テ將兵諸士ノ偉勳ニ酬ヒン事ヲ期ス

茲ニ天津居留民會ハ帝國陸海軍ノ赫赫タル戰功ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表シ衷心ヨリソノ武運ノ長久ヲ祈リ併セテ崇高ナル戰沒英靈ニ厚ク敬弔ノ忱ヲ致ス

昭和十九年三月二十八日

天津居留民會議長 三角武雄

(參考)帝國陸海軍ニ對スル感謝決議ノ件 提案者 勝田重置



(86)

(85)

科 目		種 目		備 註	
一、追加更正	二、預算額	一、追加更正	二、預算額	一、追加更正	二、預算額
職員給	100,000	職員給	100,000		
雜給	100,000	雜給	100,000		
合計	200,000	合計	200,000		

昭和十八年度特別會計團費貸家經營費出入追加更正豫算表

一、拾萬六千參拾七圓也  
 一、七拾壹萬五千四百六拾五圓也  
 計八拾貳萬壹千五百貳圓也  
 歳入出差引殘額ナシ

經常部追加更正豫算額  
 臨時部追加更正豫算額

(88)

(87)

科 目		種 目		備 註	
一、追加更正	二、預算額	一、追加更正	二、預算額	一、追加更正	二、預算額
土地建	100,000	土地建	100,000		
物買收	100,000	物買收	100,000		
合計	200,000	合計	200,000		

(六) 參事會代議決事項報告ノ件

(天津居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改正ノ件)  
 一、天津居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改正ノ件ハ急施ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年二月十二日額事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス

天津居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中左ノ通り改メ昭和十九年三月一日

(90)

(89)

<p>ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、條例名ヲ「天津居留民團立中等學校授業料徵收條例」ト改ム</p> <p>二、第一條中「天津居留民團立中等學校、商業學校、高等女學校」トアルヲ「天津居留民團立中等學校」ト改ム</p> <p>三、第五條ヲ左ノ通り改ム</p> <p>第五條 傷病死者ノ遺家族、傷病軍人ノ家族及公務ニ依リ從軍中ノ家族ニ對シテハ授業料ヲ免除ス</p> <p>(七) 參事會決議事項報告ノ件</p> <p>(天津居留民團立國民學校授業料徵收條例中改正ノ件)</p> <p>一、天津居留民團立國民學校授業料徵收條例中改正ノ件ハ急務ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年二月十二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス</p> <p>記</p> <p>天津居留民團立國民學校授業料徵收條例中左ノ通り改メ昭和十九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第四條ヲ左ノ通り改ム</p> <p>第四條 傷病死者ノ遺家族、傷病軍人ノ家族及公務ニ依リ從軍中ノ者ノ家族ニ對シテハ授業料ヲ免除ス</p> <p>(八) 參事會決議事項報告ノ件</p> <p>(濟安自來水公司新株應募並ニ寄附株採納ニ關スル件)</p> <p>一、濟安自來水公司新株應募並ニ寄附株採納ニ關スル件ハ急務ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年二月十二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス</p> <p>記</p> <p>一、濟安自來水公司新株應募並ニ寄附株採納ニ關スル件ハ急務ヲ要シタルヲ以テ居留民團法施行規則第五十四條第二項第二號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十九年二月十二日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ左記ノ通り之ヲ議決シタリ、仍テ報告ス</p> <p>(九) 昭和十七年度天津居留民團歲入出決算</p> <p>拂込濟株三千二百圓ノ寄附ヲ採納ス</p> <p>歲入</p> <p>一、壹千六百四拾九萬六千壹百四拾九圓貳拾壹錢也</p> <p>一、壹千六百七拾七萬壹千六百壹拾圓九拾八錢也</p> <p>計 壹千八百一拾六萬七千壹百五拾圓九拾九錢也</p> <p>歲出</p> <p>一、九百五拾九千參拾九圓八拾五錢也</p> <p>一、六百九拾五萬壹千八百八拾八圓九拾九錢也</p> <p>計 壹千六百九拾九萬九千貳百八拾八圓四錢也</p> <p>歲入出差引殘金貳百拾五萬七千九百八拾四圓拾五錢也</p> <p>(一〇) 昭和十七年度特別會計教育費歲入出決算</p> <p>經常部 決算 高</p> <p>臨時部 決算 高</p> <p>翌年度へ繰越</p>	<p>一、六百拾八萬八千五百九拾六圓五拾錢也</p> <p>一、壹百五拾萬六千六百七拾七圓也</p> <p>計 七百六拾九萬五千貳百七拾參圓五拾錢也</p> <p>歲出</p> <p>一、貳百八拾萬六千六百八拾四圓貳拾八錢也</p> <p>一、參百四拾參萬七千九拾圓參拾八錢也</p> <p>計 五百五拾貳萬三千七百七拾四圓六拾六錢也</p> <p>歲入出差引殘金 貳百拾七萬壹千四百九拾八圓八拾五錢也</p> <p>(一一) 昭和十七年度特別會計電氣事業費歲入出決算</p> <p>歲入</p> <p>一、貳百六拾萬七千七百四拾八圓參拾六錢也</p> <p>計 貳百六拾萬七千七百四拾八圓參拾六錢也</p> <p>歲出</p> <p>一、貳百貳拾參萬參千七百參圓六拾八錢也</p> <p>一、拾九萬六千貳百七拾參圓拾錢也</p> <p>計 貳百四拾貳萬九千九百四拾六圓七拾八錢也</p> <p>歲入出差引殘金 拾七萬八千四百壹圓五拾八錢也</p> <p>(一二) 昭和十七年度特別會計水道事業費歲入出決算</p> <p>歲入</p> <p>一、七拾四萬貳千五百拾八圓八拾六錢也</p> <p>計 七拾四萬貳千五百拾八圓八拾六錢也</p> <p>歲出</p> <p>一、五拾六萬八千貳拾八圓九拾七錢也</p> <p>一、參萬四千貳百八拾圓七拾七錢也</p> <p>計 六拾萬貳千參百九拾圓七拾四錢也</p> <p>歲入出差引殘金 拾四萬貳百九拾貳錢也</p> <p>(一三) 昭和十七年度特別會計埠頭事業費歲入出決算</p> <p>歲入</p> <p>一、拾萬五千六百五拾壹圓六錢也</p> <p>計 拾萬五千六百五拾壹圓六錢也</p> <p>歲出</p> <p>一、八萬五千六百參拾壹圓參拾六錢也</p> <p>計 拾萬五千六百參拾壹圓參拾六錢也</p> <p>歲入出差引殘金 拾七圓七拾錢也</p> <p>經常部 決算 高</p> <p>臨時部 決算 高</p> <p>翌年度へ繰越</p>
---	---

(92)

(91)

<p>經常部 決算 高</p> <p>臨時部 決算 高</p> <p>翌年度へ繰越</p>	<p>經常部 決算 高</p> <p>臨時部 決算 高</p> <p>翌年度へ繰越</p>
---	---









特殊營業者前項ノ規定ニ依リ特殊營業者稅ノ免除ヲ受ケントストキハ其ノ事實ヲ具シ居留民團長ニ申請スヘシ

第五條 特殊營業者稅ハ毎月分ヲ其ノ月二十五日迄ニ納付スヘシ但シ廢業シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第六條 特殊營業者ニ雇主、抱主又ハ之ニ類スル者アル場合ハ之等ノ者ヲ以テ徵收義務者トス

第七條 徵收義務者ハ特殊營業者ノ納付スヘキ特殊營業者稅ヲ徵收シ第五條ノ納期日迄ニ納付書及一人別調書ヲ添ヘ居留民團長ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ特殊營業者ハ其ノ税金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第八條 徵收義務者前條第一項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ特殊營業者稅ヲ納期日迄ニ納付セザルトキハ居留民團稅徵收ノ例ニ依リ徵收義務者ヨリ之ヲ徵收ス

第九條 徵收義務者其ノ徵收スヘキ特殊營業者稅ヲ正當ノ事由ニ因リ徵收スルコト能ハサリントキハ之ニ相當スル既納ノ金額ヲ還付ス

徵收義務者前項ノ規定ニ依リ還付ヲ受ケントストキハ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ

一 徵收スルコト能ハサリシ事由

二 納付年月日

三 既納金額

第十條 特殊營業者トナリタル者ハ直ニ左ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

一 住所、氏名及年齢

二 徵收義務者ノ屋號並ニ其ノ住所及氏名ヲハ名稱

三 特殊營業者ノ種別及名稱

前項ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

前二項ノ申告ハ徵收義務者アル場合ニ於テハ其ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十一條 特殊營業者廢業シタル場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

前項ノ申告ハ徵收義務者アル場合ニ於テハ其ノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十二條 徵收義務者ニ對シテハ税金徵收ノ手續料トシテ其ノ徵收シタル税金額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ノ交付金ヲ交付ス

前項ノ交付金ヲ受ケントストキ者ハ其ノ年四月ヨリ翌年三月迄ニ徵收シタル分ニ付翌年五月末日迄ニ其ノ請求書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ

第十三條 第十條ノ規定ニ依リ申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者ニ對シテハ二十圓ノ過意金ヲ課ス

附 則

本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特殊營業者ニシテ居留民團稅規則ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタル者ハ本條例施行ノ日ニ於テ本條例第十條第一項ノ規定ニ依リ申告シタルモノト着做ス

(二六) 天津居留民團遊興飲食稅條例

第一條 料理店、貨席、旅館、貨座敷其ノ他之等ニ類似スル場所ニ於ケル遊興及飲食ニハ本條例ニ

依リ遊興飲食稅ヲ課ス

第二條 遊興飲食稅ノ稅率左ノ如シ

一 藝妓ノ花代 料金額ノ百分ノ八十

二 酌婦ノ花代、藝妓ニ類スル者ノ花代其ノ他之ニ類スルモノ(其ノ他ノ花代ト稱ス以下同シ) 料金額ノ百分ノ五十

三 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金額但シ藝妓ノ花代及其ノ他ノ花代ヲ除ク 料金額ノ百分ノ三十

四 女給其ノ他之ニ類スル者カ客席ニ符シテ接待スルカフエー、バー其ノ他ノ料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金額但シ藝妓ノ花代及其ノ他ノ花代ヲ除ク 料金額ノ百分ノ三十

五 前各號以外ノ遊興飲食ノ料金額 料金額ノ百分ノ十

前項ノ遊興飲食ノ料金額ハ花代、場代、飲食料座席料其ノ他各號ノ何タルヲ問ハス前條ニ規定スル場所ノ經營者カ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領收スヘキ金額ノ合計額ヲ謂シ

第三條 遊興飲食ノ料金額一人一回四圓ニ滿タサルトキハ遊興飲食稅ヲ課セス但シ左ニ掲ケタル料金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 藝妓ノ花代

二 其ノ他ノ花代

三 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金額

四 女給其ノ他之ニ類スル者カ客席ニ符シテ接待スルカフエー、バー其ノ他ノ料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金額

二人以上共同シテ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ料金額ヲ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル人員ニテ除シテ總額ノ百分ノ一ノ料金額トス

第四條 遊興飲食稅ハ第一條ニ規定スル場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ毎月分ノ遊興飲食料金額ノ種別別ニ稅率ノ區別ニ從ヒ區分シテ記載シタル申請書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出スヘシ但シ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スヘシ

第六條 遊興飲食稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第七條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ毎月分ノ遊興飲食料金額中其ノ月ニ於テ領收セザルモノ(未收料金額ト稱ス以下同シ)ニ對シテ税金ヲ其ノ料金額ヲ領收シタル月ノ翌月末日迄ニ納付スルコトヲ得但シ其ノ經營ヲ廢止シタル場合ニ於テ未タ納付セザル税金アルトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントストキ者ハ毎月分ノ未收料金額ノ種別別ニ稅率ノ區別ニ從ヒ區分シテ記載シタル申請書ヲ第五條第一項ノ申告ト同時ニ居留民團長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

第八條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者前條ノ未收料金額ヲ領收シタルトキハ其ノ領收シタル料金額ノ種別別ニ稅率ノ區別ニ從ヒ區分シテ記載シタル申請書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出ス

(108)

第九條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者第七條ノ規定ニ依リ未タ税金ヲ納付セザル未收料金ニシテ領收スルコト能ハサルニ至リタルモノニ付テハ其ノ税金ヲ免給ス

前項ノ規定ニ依リ税金ノ免除ヲ受ケントスル者ハ領收スルコト能ハサル事由ヲ具シテ居留民團長ニ申請スヘシ

第十條 第一條ニ規定スル場所ヲ經營セントスル者ハ其ノ場所毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ

一 經營者ノ住所及氏名又ニ名稱

二 經營スル場所ノ種類及名稱並ニ其ノ所在地

三 從業者ノ種類及員數

四 經營スル場所ノ構造其ノ他設備ノ概要

五 開業ノ年月日

前項ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

第十一條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ一時停止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ居留民團長ニ申告スヘシ

第十二條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

第十三條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ直ニ其ノ旨ヲ居留民團長ニ申告スヘシ

(110)

第十二條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ハ一回ノ遊興飲食毎ニ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 遊興及飲食ノ年月日

二 遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數

三 遊興飲食料金ノ種類及金額

四 二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一回ノ遊興飲食料金

五 遊興飲食料金ノ領收ノ年月日

第十三條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ト經營上取引關係アル者(藝妓、藝妓ニ類スル者若ハ酌婦ノ雇主、抱主若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ營業ニ關シ仲介ヲ爲ス者ヲ謂フ以下同シ)ハ藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ酌婦ノ出先ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ酌婦ノ名稱

二 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ノ金額

第十四條 第一條ニ規定スル場所ノ經營者ト經營上取引關係アル者ハ毎月分ノ藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ藝妓、藝妓ニ類スル者又ハ酌婦ノ出先ノ場所 毎々區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出スヘシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ五十圓ノ過意金ヲ課ス

一 第五條第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

(111)

第二十條 第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サズシテ第一條ニ規定スル場所ヲ經營シタル者

前項第三號ニ該當スル者ニ付テハ直ニ其ノ遊興飲食稅ヲ徵收ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ二十圓ノ過意金ヲ課ス

一 第二十條第二項又ハ第十四條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ詐リタル者

附 則

本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定スル場所ノ經營ヲ爲ス者ニシテ居留民團稅規則ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本條例施行ノ日ニ於テ本條例第十條第一項ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

(二七) 天津神社維持費進條例中改正ノ件

天津神社維持費進條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

一、第一條中「毎年三萬圓」下アルヲ「毎年六萬圓」下改ム

(二八) 居留民團長助役條例中改正ノ件

居留民團長、助役條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第三條中「一萬五千圓以上」下アルヲ「二萬五千圓以上」下アルヲ「四萬圓以下」下改ム

一、第四條中「七千圓以上」下アルヲ「一萬五千圓以下」下アルヲ「二萬五千圓以下」下改ム

(二九) 會計主任條例中改正ノ件

會計主任條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(112)

一、第三條中「四千五百圓以上」下アルヲ「一萬圓以下」下アルヲ「二萬五千圓以下」下改ム

(三〇) 天津居留民團稅課徵收條例中改正ノ件

天津居留民團稅課徵收條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第三條第一項中「納稅者一人ニ付年三十錢」下アルヲ「納稅者一人ニ付年五十錢」下改ム

二、第四條ヲ削除ス

三、第五條中「一日三圓」下アルヲ「一日五圓」下改ム

四、第七條中「第百六十九條第二項」下アルヲ「第百六十九條第一項」下改ム

五、第八條ヲ左ノ通り改ム

第七條 居留民團稅規則第七十條ノ規定ニ依リ在ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ五十圓ノ過意金ヲ課ス

一、居留民團稅規則第四十二條、第六十五條、第六十六條、又ハ第八十條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二、居留民團稅規則第七十條第一號又ハ第三號ニ該當スル者

六、第九條ヲ削除シ現第五條、第六條、第七條ヲ順次繰上ク

七、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

昭和十九年三月三十一日迄ノ遊興及飲食ニ對スル遊興飲食稅並昭和十九年三月分迄ノ特殊營業者稅ニ關シテハ仍舊前ノ例ニ依ル

(三一) 天津居留民團普通稅率條例改正ノ件

天津居留民普通通稅率條例ヲ左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 個人所得稅ノ稅率左ノ如シ

一 勤勞所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ二
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五

(113)

(114)

二 事業所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ二
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七

三 不動産所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ三
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
十五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九

(115)

(116)

四 配當利子所得

甲 債ノ利子	百分ノ二
社員、銀行預金又ハ額部額ノ指定シタル預金ノ利子及合同運用 信託ノ利益	百分ノ五
法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當及剩餘金ノ分配	百分ノ六
乙 種ノ配當利子所得	百分ノ六
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス	
千圓以下ノ金額	百分ノ三
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五

(117)

一 萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
二 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
三 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
五 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
七 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
十 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
十五 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十九
二十 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十一
三十 萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三

勤勞所得中ニ中華民國外ニ於テ勤勞所得ニ對スル個人所得稅ト同種ノ課稅ヲ受タル所得アルトキハ前項條第一號ニ依リ算出シタル稅額ニ其ノ所得ノ勤勞所得總額ニ對スル割合ヲ乘シテ算出シタル金額ヲ其ノ稅額ヨリ控除シタル金額ヲ以テ勤勞所得ニ對スル個人所得稅額トス  
中華民國外ニ往所ヲ有スル者ニシテ其ノ事業所得中ニ中華民國外ニ於テ事業所得ニ對スル個人所得稅ト同種ノ課稅ヲ受タル所得アルトキハ第一號ニ依リ算出シタル稅額ヨリ其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ事業所得ニ對スル個人所得稅トス  
前二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ居留民團稅規則第四十二條ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ事實ヲ詳記シ居留民團長ニ申請スヘシ  
第二條 法人所得稅ノ稅率左ノ如シ

(118)

一 普通所得	
甲 中華民國内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得	百分ノ十四
乙 中華民國内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ所得	百分ノ九
二 清算所得	
甲 積立金ヨリ成ル所得	百分ノ六
乙 積立金以外ヨリ成ル所得	百分ノ二十
第三條 營業稅ノ稅率左ノ如シ	
一 物品販賣業	
卸賣	
甲 穀類、麥粉、棉花、白綿糸、白綿布、砂糖及鹽ノ販賣	實上金額ノ千分ノ〇、五
乙 甲以外ノ物品ノ販賣	實上金額ノ千分ノ〇、九
小賣	
甲 穀類、麥粉、砂糖及鹽ノ販賣	實上金額ノ千分ノ一、八
乙 甲以外ノ物品ノ販賣	實上金額ノ千分ノ二、八
二 製造業	
甲 麥粉、白綿糸、白綿布及毛織物ノ製造	收入金額ノ千分ノ一
乙 甲以外ノ物品ノ製造	收入金額ノ千分ノ二
三 礦業	
收入金額ノ千分ノ一	

(119)

四 銀行業	收入金額ノ千分ノ四
五 保險業	收入保險料額ノ千分ノ一、二
六 無盡業	無盡總金額ノ千分ノ〇、六
七 金錢貸付業	收入金額ノ千分ノ十六
八 物品貸付業	收入金額ノ千分ノ十一
九 運送業	收入金額ノ千分ノ二、五
十 運送取扱業	報償金額ノ千分ノ九
十一 倉庫業	收入金額ノ千分ノ七
十二 印刷業	收入金額ノ千分ノ四
十三 出版業	收入金額ノ千分ノ三
十四 演劇興行業	收入金額ノ千分ノ五
十五 寄席業	收入金額ノ千分ノ五
十六 料理飲食店業	收入金額ノ千分ノ七
十七 旅館業	收入金額ノ千分ノ六
十八 湯屋業	收入金額ノ千分ノ五
十九 理髮美容業	收入金額ノ千分ノ五
二十 遊技場業	收入金額ノ千分ノ七
二十一 遊藝所業	收入金額ノ千分ノ七

(120)

二十二 寫真業	收入金額ノ千分ノ七
二十三 席捲業	收入金額ノ千分ノ七
二十四 藝妓置屋業	收入金額ノ千分ノ七
二十五 貸家業	收入金額ノ千分ノ七
二十六 請負業	請負金額ノ千分ノ二
甲 土木及建築ノ請負	請負金額ノ千分ノ二
乙 甲以外ノ請負	請負金額ノ千分ノ三
二十七 兩替業	收入金額ノ千分ノ十一
二十八 問屋業	報償金額ノ千分ノ十三
二十九 代理業	報償金額ノ千分ノ十三
三十 仲立業	報償金額ノ千分ノ十三
三十一 周旋業	報償金額ノ千分ノ十三
三十二 信託業	報償金額ノ千分ノ十三
物品販賣業又ハ製造業ノ課稅標準額中ノ居留民團稅規則第七十五條ノ規定ニ依ル實上金額又ハ收入金額ニ對シテハ前項第一號及第二號ノ稅率ニ依ラス左ノ稅率ヲ適用ス	
一 物品販賣業	
卸賣	
甲	千分ノ〇、三

(122)

(三四) 天津日本公立病院諸料金條例中改正ノ件  
天津日本公立病院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第一條中第三號、第十號ヲ左ノ通り改ム

三、藥劑料

内服藥	一劑一分	八十錢
外用藥	一回分	七十錢
頓服藥	一回分	七十錢

但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ特別ノ料金ヲ徴收ス

一〇、助産料

普通助産料 三十圓以上五十圓以内

(三五) 天津日本婦人病院諸料金條例中改正ノ件  
天津日本婦人病院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、第一條第一號第二號及第八號ヲ左ノ通り改ム

一、内服藥

散	一日分	四十錢
藥	一日分	四十錢
水	一回分	三十錢以上五十錢以内
頓服藥	一回分	三十錢以上五十錢以内

但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ特別ニ實費ヲ徴收ス

(121)

本條例ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス  
勤務所得、事業所得、不動産所得及乙種ノ所得ノ所得ニ對スル個人所得税及個人ノ營業税ニ付テハ昭和十九年分ヨリ法人所得税及法人ノ營業税ニ付テハ昭和十九年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ本條例ヲ適用ス  
昭和十九年三月三十一日迄ノ逕與飲食ニ對スル逕與飲食税以テ昭和十九年三月分迄ノ特殊營業者税ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(三二) 天津日本圖書館圖書料徴收條例中改正ノ件  
天津日本圖書館圖書料徴收條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、第一條第一號第一項圖書料第一項圖書料中「二十圓」トアルヲ「十圓」ト改メ  
一、同條同號第二項圖書料中「自一圓、一圓五分、二圓、三圓、四圓、五圓、十圓」ト改メ  
(三三) 天津日本療養院諸料金條例中改正ノ件  
天津日本療養院諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、第一條中第八號第一「一圓」トアルヲ「五圓」ニ改ム

二、製造業

甲	千分〇、六
乙	千分一、二

附 則

(124)

(三七) 天津日本赤十字會館諸料金條例中改正ノ件  
天津日本赤十字會館諸料金條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、第一條第一號ヲ左ノ通り改ム

一、藥劑料

内服藥	一劑一分	八十錢
外用藥	一回分	七十錢
頓服藥	一回分	七十錢

但シ高價藥ノ配劑ヲ要スルトキハ特別ノ料金ヲ徴收ス

(三八) 水災復興資金關係諸條例廢止ノ件  
水災復興資金關係諸條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

記

一、水災復興資金貸付審査委員會條例 (昭和十四年十月二十一日公布)  
一、水災復興資金特別會計條例 (全)  
一、水災復興資金貸付條例 (全)  
(三九) 天津居留民團酒稅條例廢止ノ件  
一、昭和十八年九月一日公布ノ天津居留民團酒稅條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス  
但シ本條例施行前賦課シ又ハ賦課スヘカリシ酒稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(123)

二、外用藥 一劑分 三十錢以上五十錢以内

八、注射料 五十錢以上三十圓以内

普通注射料 三圓以上十圓以内

特殊注射料

(三六) 天津日本實業診療所條例中改正ノ件  
天津日本實業診療所條例中左ノ通り改メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
一、第二條第五號ヲ左ノ通り改ム  
五、行路病者ノ診療(結核及癩ヲ除ク)  
二、第三條中第一號、第三號、第四號、第五號及第十號ヲ左ノ通り改ム  
一、診料 六ヶ月間有效 五十錢  
三、内服藥  
散 藥 一日分 四十錢  
水 藥 一日分 四十錢  
頓服藥 一回分 三十錢  
四、外用藥 一劑分 三十錢  
五、注射料 一劑以上四圓以内  
普通注射料 四圓以上二十圓以内

(126)

(四六) 大日本體育會華北天津支部補助ノ件  
 一、參萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四七) 財團法人華北戒煙療養所補助ノ件  
 一、貳萬圓也  
 但十九年度補助金

(四八) 天津協勵會補助ノ件  
 一、四萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四九) 大日本天津海洋少年團補助ノ件  
 一、四萬五千圓也  
 但昭和十九年度補助金

(五〇) 財團法人天津共立學校補助ノ件  
 一、四萬八千圓也  
 但昭和十九年度補助金

(五一) 天津港城警防團補助ノ件  
 一、拾萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(125)

(四〇) 天津華語專門學校補助ノ件  
 一、壹萬貳千六百五拾圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四一) 天津技術聯盟補助ノ件  
 一、參萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四二) 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助ノ件  
 一、拾八萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四三) 武德會天津支部補助ノ件  
 一、參萬參千圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四四) 華北日本教育會天津分會補助ノ件  
 一、四萬圓也  
 但昭和十九年度補助金

(四五) 社團法人同光會補助ノ件  
 一、貳千五百圓也  
 但昭和十九年度補助金

(128)

(五二) 不動產得喪ノ件  
 一般會計ノ部  
 一、用度倉庫新築ノ件  
 福島街一八番地內煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、防護團聯合本部倉庫新築ノ件  
 福島街一八番地內煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、居留民團食堂増築ノ件  
 炊事場及倉庫煉瓦造平家建一棟建一五坪

一、稻高神社境内土地建物買取ノ件  
 土地、伏見街五番地二六四坪九六三

建物、煉瓦造平家建一棟延四八坪八六四  
 但買取價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

教育費ノ部  
 一、芙蓉國民學校々々増築ノ件  
 體育器具庫、煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、濠路國民學校々々増築ノ件  
 階段、便所及湯浴場延一〇二坪

一、三等國民學校々々増築ノ件  
 八教室、便所其他延二四八坪、體育器具庫三坪  
 煉瓦建五七〇米

一、春日國民學校々々増築ノ件  
 六教室平家建一五〇坪

一、吉野國民學校々々増築ノ件  
 倉庫一棟煉瓦造平家建二〇坪

一、中學校々々増築ノ件  
 練習庫一棟煉瓦造平家建四〇坪

一、工業學校々々増築ノ件  
 實習室六〇〇坪煉瓦建増築四五〇米

一、日本幼稚園々々増築ノ件  
 便所室平家建四坪

一、芙蓉幼稚園煉瓦建増築ノ件  
 舊家屋取拂跡約三〇米

一、臨海學校々々増築ノ件  
 校舍平家建三〇坪

團費貸家經營費ノ部

(127)

(五二) 不動產得喪ノ件  
 一般會計ノ部  
 一、用度倉庫新築ノ件  
 福島街一八番地內煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、防護團聯合本部倉庫新築ノ件  
 福島街一八番地內煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、居留民團食堂増築ノ件  
 炊事場及倉庫煉瓦造平家建一棟建一五坪

一、稻高神社境内土地建物買取ノ件  
 土地、伏見街五番地二六四坪九六三

建物、煉瓦造平家建一棟延四八坪八六四  
 但買取價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

教育費ノ部  
 一、芙蓉國民學校々々増築ノ件  
 體育器具庫、煉瓦造平家建一棟建二〇坪

一、濠路國民學校々々増築ノ件  
 階段、便所及湯浴場延一〇二坪

一、三等國民學校々々増築ノ件  
 八教室、便所其他延二四八坪、體育器具庫三坪  
 煉瓦建五七〇米

一、春日國民學校々々増築ノ件  
 六教室平家建一五〇坪

一、吉野國民學校々々増築ノ件  
 倉庫一棟煉瓦造平家建二〇坪

一、中學校々々増築ノ件  
 練習庫一棟煉瓦造平家建四〇坪

一、工業學校々々増築ノ件  
 實習室六〇〇坪煉瓦建増築四五〇米

一、日本幼稚園々々増築ノ件  
 便所室平家建四坪

一、芙蓉幼稚園煉瓦建増築ノ件  
 舊家屋取拂跡約三〇米

一、臨海學校々々増築ノ件  
 校舍平家建三〇坪

團費貸家經營費ノ部

(130)	(129)
<p>一、貸家買取ノ件 約二〇戸ヲ買取 但買取價格ハ不動産評價委員会ノ査定ニ基キ決定スルコト (喪失關係)</p> <p>一、福島街一八番地内腐朽家屋取毀ノ件 煉瓦造及木造平家建三棟延六六坪八五四 用度倉庫及防護圍倉庫建築ノ爲</p> <p>一、元大羅天建物毀ノ件 宮島街二番地煉瓦造平家建二丁又附屬家 延四二七坪八四四</p> <p>腐朽ノ爲危険且修理困難ノ爲 (五三) 山白八良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件 天津特別市河北新開河堤橋東南岸地段四 山 白 八 良</p> <p>一、寄附建物所在地、天津特別市興亞第一區松島街五番地 二、建物ノ種類及建坪 煉瓦造瓦葺三階建住宅 壹棟 建坪 貳百八拾四坪四九二</p> <p>貳階坪 貳百七拾參坪參五參 參階坪 九拾坪參八八 同上四階建住宅 建坪 拾壹坪五五八 貳階坪 同上 參階坪 拾壹坪五五八 四階坪 五坪零六五 合 計 棟數 貳棟 延坪數 六百八拾七坪九七二</p> <p>三、寄附條件 一、本建物ノ利用ニヨリ收入金ヨリ之カ維持ニ要スル經費ヲ差引キタル剩額ハ全額之ヲ天津 軍人接護會ニ補助セラレタキ事 一、建物利用ニ關シテハ優先的ニ在津練業統制右機關ノ利用ニ供セラレタキ事但シ右機關ニ ヨリ使用セラレサル部分ノ利用ニツイテハ居留民團ノ自由トス 右寄附申出アリ仍テ之ヲ採納スルモノトス (五四) 昭和十九年度天津居留民團豫算 歳 入</p>	<p>一、貸家買取ノ件 約二〇戸ヲ買取 但買取價格ハ不動産評價委員会ノ査定ニ基キ決定スルコト (喪失關係)</p> <p>一、福島街一八番地内腐朽家屋取毀ノ件 煉瓦造及木造平家建三棟延六六坪八五四 用度倉庫及防護圍倉庫建築ノ爲</p> <p>一、元大羅天建物毀ノ件 宮島街二番地煉瓦造平家建二丁又附屬家 延四二七坪八四四</p> <p>腐朽ノ爲危険且修理困難ノ爲 (五三) 山白八良所有ニ係ル建物寄附採納ノ件 天津特別市河北新開河堤橋東南岸地段四 山 白 八 良</p> <p>一、寄附建物所在地、天津特別市興亞第一區松島街五番地 二、建物ノ種類及建坪 煉瓦造瓦葺三階建住宅 壹棟 建坪 貳百八拾四坪四九二</p> <p>貳階坪 貳百七拾參坪參五參 參階坪 九拾坪參八八 同上四階建住宅 建坪 拾壹坪五五八 貳階坪 同上 參階坪 拾壹坪五五八 四階坪 五坪零六五 合 計 棟數 貳棟 延坪數 六百八拾七坪九七二</p> <p>三、寄附條件 一、本建物ノ利用ニヨリ收入金ヨリ之カ維持ニ要スル經費ヲ差引キタル剩額ハ全額之ヲ天津 軍人接護會ニ補助セラレタキ事 一、建物利用ニ關シテハ優先的ニ在津練業統制右機關ノ利用ニ供セラレタキ事但シ右機關ニ ヨリ使用セラレサル部分ノ利用ニツイテハ居留民團ノ自由トス 右寄附申出アリ仍テ之ヲ採納スルモノトス (五四) 昭和十九年度天津居留民團豫算 歳 入</p>

(132)	(131)
<p>(五六) 昭和十九年度特別會計電氣事業費豫算</p> <p>歳 入 一、四百七拾九萬九千參百五拾圓也 計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也 歳 出 一、四百五拾五萬九千七百拾五圓也 一、貳拾參萬九千六百參拾五圓也 計 四百七拾九萬九千參百五拾圓也 歳入出差引殘額ナシ (五七) 昭和十九年度特別會計水道事業費豫算</p> <p>歳 入 一、壹百參拾四萬壹千圓也 計 壹百參拾四萬壹千圓也 歳 出 一、壹百參拾四萬壹千六百圓也 一、參萬九千四百圓也 計 壹百參拾四萬壹千圓也 歳入出差引殘額ナシ</p> <p>經常部豫算額 臨時部豫算額 經常部豫算額 臨時部豫算額 經常部豫算額 臨時部豫算額</p>	<p>(五五) 昭和十九年度特別會計教育費歳入歳出豫算</p> <p>歳 入 一、七百九拾八萬五千七拾圓也 一、壹百拾壹萬貳千六百貳拾圓也 計 九百九拾九萬七千六百九拾圓也 歳 出 一、五百參拾五萬九千五百七拾六圓也 一、參百七拾參萬八千壹百拾四圓也 計 九百九拾九萬七千六百九拾圓也 歳入出差引殘額ナシ</p> <p>經常部豫算額 臨時部豫算額 經常部豫算額 臨時部豫算額 經常部豫算額 臨時部豫算額</p>

(134)

<p>(五八) 昭和十九年度特別會計埠頭事業費豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、拾壹萬四千四百拾圓也</p> <p>計 拾壹萬四千四百拾圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、九萬四千四百拾圓也</p> <p>計 拾壹萬四千四百拾圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(五九) 昭和十九年度特別會計團營貸家經營費豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、貳拾六萬貳千四百八拾四圓也</p> <p>一、八拾萬圓也</p> <p>計 壹百六萬貳千四百八拾四圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、拾壹萬壹千九百八拾四圓也</p> <p>一、九拾五萬五百圓也</p> <p>計 壹百六萬貳千四百八拾四圓也</p>		<p>(六〇) 昭和十九年度天津日本公立病院經營費豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、參拾五萬六千貳百圓也</p> <p>計 參拾五萬六千貳百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、參拾四萬六千貳百圓也</p> <p>一、壹萬圓也</p> <p>計 參拾五萬六千貳百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六一) 昭和十九年度特別會計退職給與基金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、壹百拾七萬圓也</p> <p>計 壹百拾七萬圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p>	
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額

(135)

<p>(六二) 昭和十九年度特別會計獎學資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、貳萬九千圓也</p> <p>計 貳萬九千圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、貳萬九千圓也</p> <p>計 貳萬九千圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六三) 昭和十九年度特別會計復興資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、貳萬壹千八百圓也</p> <p>一、八萬九千九百貳拾九圓也</p> <p>計 拾壹萬壹千九百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、四萬六千九百圓也</p> <p>一、六萬五千圓也</p> <p>計 拾壹萬壹千九百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p>		<p>(六四) 昭和十九年度特別會計業務復興資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、九萬參千五百圓也</p> <p>一、拾七萬五千圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、九千七百五拾圓也</p> <p>一、貳拾五萬八千參百圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六五) 特別會計埠頭染造費追加豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>計 壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p>	
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額
追加豫算額	追加豫算額	追加豫算額	追加豫算額

(136)

<p>(六二) 昭和十九年度特別會計獎學資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、貳萬九千圓也</p> <p>計 貳萬九千圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、貳萬九千圓也</p> <p>計 貳萬九千圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六三) 昭和十九年度特別會計復興資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、貳萬壹千八百圓也</p> <p>一、八萬九千九百貳拾九圓也</p> <p>計 拾壹萬壹千九百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、四萬六千九百圓也</p> <p>一、六萬五千圓也</p> <p>計 拾壹萬壹千九百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六四) 昭和十九年度特別會計業務復興資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、九萬參千五百圓也</p> <p>一、拾七萬五千圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、九千七百五拾圓也</p> <p>一、貳拾五萬八千參百圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六五) 特別會計埠頭染造費追加豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>計 壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p>		<p>(六四) 昭和十九年度特別會計業務復興資金豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、九萬參千五百圓也</p> <p>一、拾七萬五千圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳出</p> <p>一、九千七百五拾圓也</p> <p>一、貳拾五萬八千參百圓也</p> <p>計 貳拾六萬八千五百圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p> <p>(六五) 特別會計埠頭染造費追加豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>計 壹百七拾六萬四千六百八拾圓也</p> <p>歳入出差引殘額ナシ</p>	
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額
經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額	經常部豫算額
臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額	臨時部豫算額
追加豫算額	追加豫算額	追加豫算額	追加豫算額



昭和十九年第三十七次居留民會通常會要錄

- 一、出席議員
- 二、會期
- 三、會場
- 四、成續
- 五、議長及會議係

昭和十九年三月二十八日  
二十九日二日間  
公會堂  
省時々

議長 三井角武雄  
國民長 白井忠三  
書記 鹿田重保  
速記 岡部重憲

